

全国厚生労働関係部局長会議

令和5年1月
子ども家庭局

《 目 次 》

1. こども家庭庁の設立について	5
2. 出産・子育て応援交付金について	15
3. 改正児童福祉法の施行について	21
4. 保育の充実等	
(1) 保育人材の確保について	31
(2) 待機児童対策について	37
(3) 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりについて	43
(4) バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策について	49
(5) 保育所等における虐待等に関する対応について	61
5. 放課後児童クラブについて	67
6. 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援	
(1) 児童虐待防止対策の強化について	75
(2) ヤングケアラーの支援について	83
(3) 社会的養育の充実について	87
(4) ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進について	99
7. 成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進	109
(参考) 照会先一覧	129

1. こども家庭庁の設立について

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

- 施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども家庭庁の概要

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こどもまんなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織として、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設
- ◆ 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制として、移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携

強い司令塔機能

- ◆ 総理直属の機関として、内閣府の外局とし、一元的に企画・立案・総合調整(内閣補助事務)
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有する大臣を必置化
- ◆ 総理を長とする閣僚会議を一体的に運営、大綱を一体的に作成・推進

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの福祉・保健等を目的とするものは移管
(内閣府の子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務や子ども・子育て本部が所掌する事務、文部科学省の災害共済給付に関する事務、厚生労働省の子ども家庭局が所掌する事務や障害児支援に関する事務などを移管)
- ◆ こどもの福祉・保健等とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ 各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む

体制と主な事務

企画立案・総合調整部門

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障
(幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定(共同告示) など)
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全

支援部門

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

施行期日

- ◆ 令和5年4月1日

1. 概要

- こども家庭庁の内部組織は、長官官房、こども成育局及びこども支援局の1官房2局体制で発足。
- 定員については、内部部局が350名、施設等機関が80名、合計430名を確保。

	内部部局				施設等機関（国立児童自立支援施設）			合計
	長官官房	こども成育局	こども支援局	計	武蔵野学院	きぬ川学院	計	
定員数	97名	160名	93名	350名	44名	36名	80名	430名
5年度増員等分	—	—	—	+42名	—	—	+1名	+43名

(※) 内部部局の定員数（350名）の内訳は、既存定員（事務移管分）208名+4年度増員分100名+5年度増員等分42名となっている。

- 機構については、指定職：長官、官房長、こども成育局長、こども支援局長、審議官（こども成育局担当）、審議官（こども支援局担当）※、課長・参事官14、室長・企画官11で構成【別紙参照】。

※この外、審議官（総合政策等担当）《充て職・3年時限》を常駐併任で配置

2. 主な組織構成

長官官房（企画立案・総合調整部門）

- 長官、官房長、総務課長、参事官（会計担当）、参事官（総合政策担当）

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善 など

こども成育局

- 局長、審議官、総務課長外5課長・1参事官

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障（幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定（共同告示）など）
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全 など

こども支援局

- 局長、審議官、総務課長外3課長

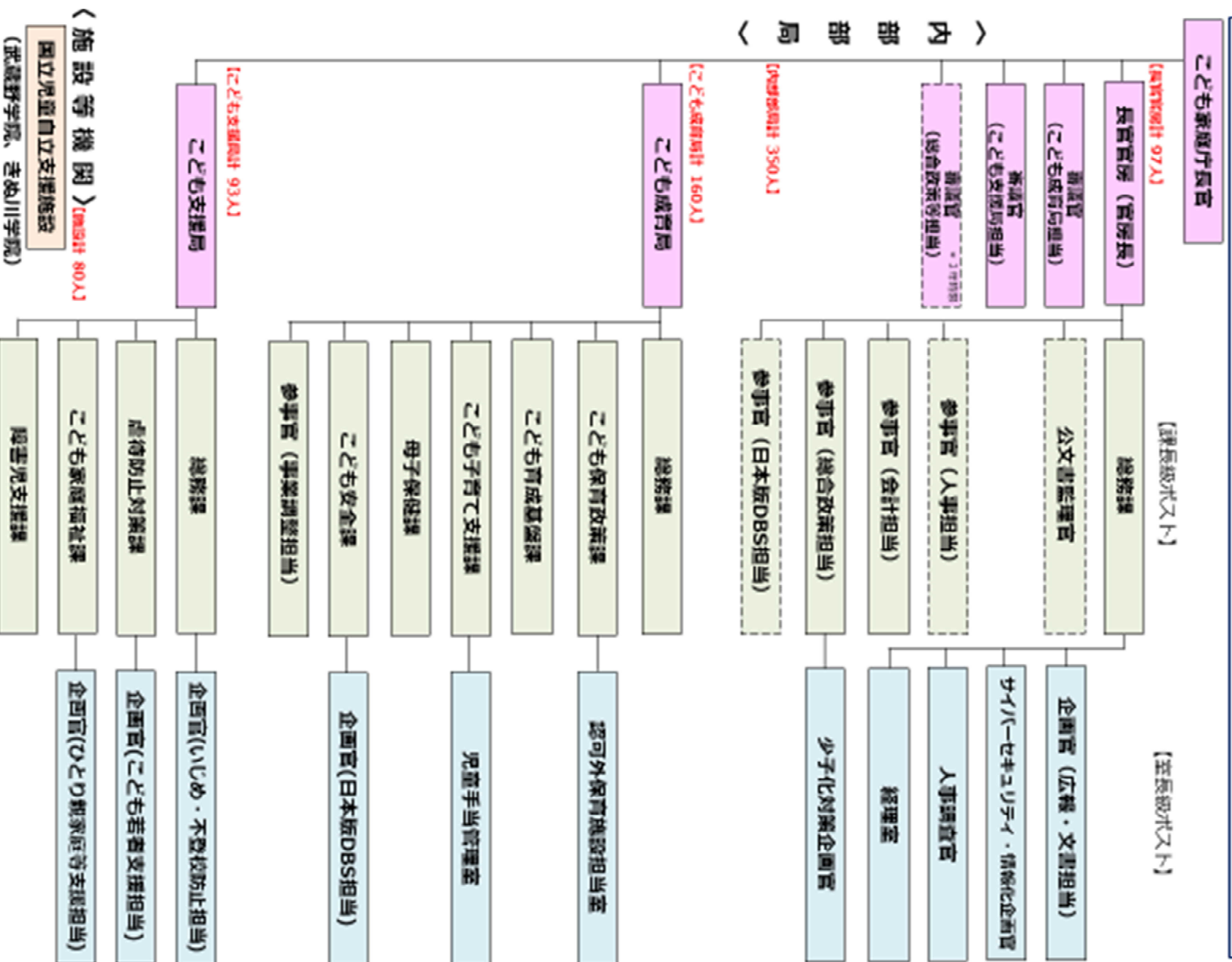
- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

こども家庭庁組織図概要

【別紙】

※ 組織の名称は仮称

- 長官をトップに、長官官房、こども成育局、こども支援局の1官房2局体制として、審議官2、課長級ポスト14、室長級ポスト11を設置（併任を除く）。※ [] は併任ポスト
- 定員については、組織全体で430人（内部部局350人、施設等機関80人）。



令和5年度 こども家庭庁関連予算の全体像

○令和5年度のこども家庭庁当初予算案(一般会計・特別会計)は、**4.8兆円**。令和4年度第2次補正予算で前倒しで実施するもの等を含めれば、**5.2兆円**規模。

(単位：億円)

区 分	令和5年度 当初予算案	【参考】 令和4年度 第2次補正予算額 (こども関係予算)	【参考】 令和4年度予算額 (移管予定分)
一 般 会 計	14,657	2,428	14,133
うち社会保障関係費	14,560	2,124	14,018
年金特別会計 (子ども・子育て勘定)	33,447	1,336	32,738
合計	48,104	3,764	46,871

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

(注) 一般会計の金額は、年金特別会計に繰り入れる額を除いたもの。

(参考1) 対前年度と比較して、約1,233億円(+2.6%)の増(一般会計及び年金特別会計)となっているが、主な要因としては、「出産・子育て応援交付金」の継続実施(+370億円)、保育士等の処遇改善(+564億円)、保育所等の受け皿整備(+554億円)など。

(参考2) 上記のほか、厚生労働省において育児休業給付(労働保険特別会計) 7,625億円(+325億円、令和4年度:7,300億円)を確保。

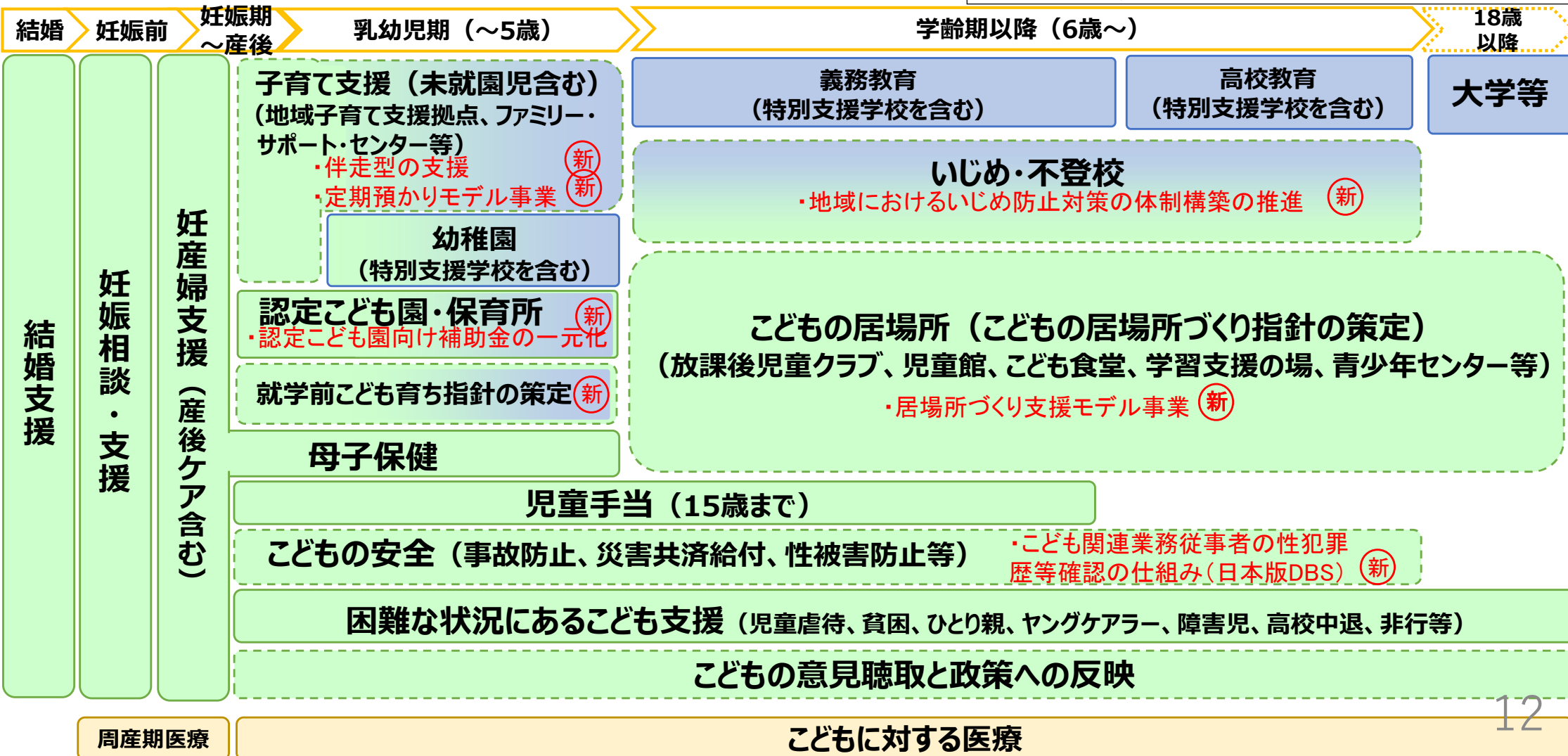
こども家庭庁関連予算の基本姿勢

こども家庭庁関連予算の要求・編成に当たっては、以下の5つの基本姿勢を踏まえ行っていく。

1. こども政策は国の未来への投資であり、こどもへの投資の最重要の柱である。その実現のためには将来世代につけをまわさないように、安定財源を確実に確保する。
2. 単年度だけではなく、複数年度で戦略的に考えていく。
3. こどもの視点に立ち施策を立案し、国民に分かりやすい目標を設定して進める。
4. こども家庭庁の初年度にふさわしく、制度や組織による縦割りの狭間に陥っていた問題に横断的に取り組む。
5. 支援を求めているこどもの声を聴き、支援を求めている者にしっかりと届ける。

○年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援イメージ

・ は、こども家庭庁準備室として新たに取り組むもの
 ・ 赤字は主な新規事業



令和5年度 子育て家庭庁関連予算のポイント

※金額は、令和5年度当初予算案と令和4年度第2次補正予算の合計

こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行

- **こども大綱の策定・推進** 1.4億円
 - ▶こども大綱の策定と周知のための情報発信
 - ▶地方自治体こども計画策定支援事業
- **こども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発** 0.3億円
 - ▶こども基本法の普及啓発、児童の権利条約に関する意識調査と普及啓発方法の検討
- **こどもの意見聴取と政策への反映** 2.3億円(うちR4補正0.5億円)
 - ▶こども・若者意見反映推進事業(一部補正)
- **こども政策に関するデータ・統計とEBPMの充実** 0.5億円
 - ▶こども大綱の策定・推進に関する総合的な調査、EBPMの在り方に関する研究等

全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- **総合的な子育て支援** 3兆6,050億円(うちR4補正1,920億円)
 - ▶子ども・子育て支援新制度の推進(一部補正)
 - ・子どものための教育・保育給付等(チーム保育推進加算の拡充、スポット支援員の配置等による保育士の負担軽減)
 - ・保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善(※)
令和4年人事院勧告に伴う給与の引き上げや3%程度(月額9千円)の処遇改善の満年度化(※)放課後児童クラブや児童養護施設、障害児入所施設等の職員についても同様の措置を実施。
 - ▶「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備・放課後子供教室との連携推進(一部補正)
 - ▶保育の受け皿整備・保育人材の確保等(一部補正)
 - ・チーム保育推進加算の拡充、スポット支援員の配置等による保育士の負担軽減、ICTによる業務効率化の推進(再掲)
 - ・保育所の空き定員等を活用し、未就園児を定期的に預かるためのモデル事業を実施等
 - ▶放課後児童クラブ等のICT化の推進(補正)
 - ▶認定こども園向け施設整備補助金の一元化(一部補正)
 - ▶就学前の全てのこどもの育ちを支える指針の策定・普及等
- **こどもの居場所づくり支援** 1,438億円の内数(うちR4補正58億円)
 - ▶「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備・放課後子供教室との連携推進(一部補正)(再掲)
 - ▶NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の実施(補正)
 - ▶「こども食堂」等に対する支援(一部補正)
- **こどもの安全・安心** 286億円(うちR4補正262億円)
 - ▶こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み(日本版DBS)の導入に向けた検討
 - ▶災害共済給付事業
 - ▶予防のためのこどもの死亡検証(Child Death Review)のモデル事業の実施、他の検証事業を踏まえたこどもの安全確保の推進
 - ▶「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進(補正)
 - ▶児童福祉施設等の災害復旧への支援(補正)

結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- **地域の実情や課題に応じた少子化対策** 100億円(うちR4補正90億円)
 - ▶地域少子化対策重点推進交付金(一部補正)
- **子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成のための情報発信** 2.5億円
 - ▶少子化に対する国民全体の危機感共有のための情報発信等
- **妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援** 1,905億円(うちR4補正1,374億円)
 - ▶妊婦・低年齢児の親への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施の継続
 - ▶全ての産婦への産後ケア事業の利用料減免導入、低所得妊婦への初回産科受診料支援
 - ▶都道府県による成育医療等に関する協議会設置などの広域連携の実施支援
 - ▶母子保健情報デジタル化実証事業の実施(補正)等
- **高等教育の無償化** 5,311億円
 - ▶高等教育の修学支援新制度の実施

育成環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- **児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進** 1,721億円の内数(うちR4補正45億円)
 - ▶保護者指導等に関する事業を拡充し、親子関係の再構築を図る民間団体の育成支援等による児童虐待防止対策の強化
 - ▶児童相談所等でのタブレット端末等の活用促進、AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発促進による児童虐待防止対策の推進(補正)
 - ▶包括的な里親支援を行う機関への支援の強化、児童養護施設退所者等への支援の年齢要件の緩和等による社会的養育の充実
 - ▶未就園児等のいる家庭を支援につなぐ「申請手続等支援」の実施
- **ひとり親家庭等の自立支援の推進** 1,694億円(うちR4補正30億円)
 - ▶必要な支援につなぐ同行型の支援の強化、職業訓練に係る給付金の対象資格拡充等の措置の継続等によるひとり親家庭の自立支援の推進
 - ▶困窮するひとり親家庭等のこども等を対象としたこども食堂等への支援(補正)
- **障害児支援体制の強化** 4,745億円の内数
 - ▶児童発達支援センターの機能強化等による地域の障害児支援体制の強化等
- **地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進** 2.1億円
 - ▶首長部局が専門家等を活用し、いじめの相談から解決まで取り組む手法の開発・実証を行うほか、重大事態調査を立ち上げる自治体に第三者性確保等の助言
- **ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援** 216億円の内数
 - ▶ヤングケアラーの実態調査や関係機関職員の研修等に対する支援の強化、外国語対応が必要な家庭への通訳の派遣の実施、市町村の体制強化等
- **潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのこどもデータ連携の推進** 12億円(うちR4補正12億円)
 - ▶潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるための情報・データ連携に係る実証事業(補正)

2. 出産・子育て応援交付金について

出産・子育て応援交付金

令和4年度第2次補正予算：1,267億円、令和5年度予算：370億円

1. 事業の目的

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設する。

2. 事業の内容

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

※ 継続的に実施

妊娠期

(妊娠8～10週前後)

妊娠期

(妊娠32～34週前後)

出産・産後

産後の育児期

面談

(*1)

面談

(*2)

面談

(*3)

随時の子育て関連イベント等の情報発信・
相談受付対応の継続実施 (*4)

【実施主体】子育て世代包括支援センター（市町村）
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託を推奨)

伴走型相談支援

(*2～4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、
プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

- (*1) 子育てガイドと一緒に確認。
出産までの見通しを寄り添って立てる 等
- (*2) 夫の育休取得の推奨、両親学級等の紹介。
産後サービス利用を一緒に検討・提案 等

身近で相談に応じ、
必要な支援メニューにつなぐ

- (*3) 子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作りの場の紹介。産後ケア等サービス、育休給付や保育園入園手続きの紹介 等

- ・ ニーズに応じた支援（両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等）
- ・ 妊娠届出時（5万円相当）・出生届出時（5万円相当）の経済的支援

《経済的支援の対象者》令和4年4月以降の出産 ⇒ 10万円相当

《経済的支援の実施方法》 出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減 等
※電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

3. 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4. 補助率

令和4年度第2次補正予算 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※システム構築等導入経費は国10/10
令和5年度当初予算

○ 伴走型相談支援: 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

○ 経済的支援: 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※クーポン発行等に係る委託経費は国10/10

「出産・子育て応援交付金」事業のポイント（全体像）

- 地方自治体における**これまでの取組を活かしながら、地域の実情に応じて**本事業に取り組むことができるよう、地方自治体の**創意工夫に基づく柔軟な仕組み**とする。
- 「**伴走型相談支援**」と「**出産・子育て応援ギフト**」を**組み合わせた形で、全ての妊婦・子育て家庭**のニーズに即した効果的な支援となるよう**工夫し、この支援を早期に対象者に届ける**ことを目指す。

伴走型相談支援

○ 面談実施のタイミング

- ① 妊娠届出時
- ② 妊娠8か月前後
- ③ 出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間

妊娠7か月頃に、妊娠8か月面談の案内文とアンケートを郵送（メール等含む）し、希望者のみ面談

○ 面談の実施機関・実施者

以下のいずれでも可

- ・ 子育て世代包括支援センター等の保健師・助産師等の専門職、又は一般事務職員、会計年度任用職員等
- ・ 身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点、保育園等の保育士、利用者支援専門員、子育て支援員等

○ 面談の対象者

妊婦・産婦

※ 夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨

○ 面談の内容・実施方法

- ・ アンケートの回答や子育てガイドを一緒に確認し、出産・育児等の見通しを立てる
- ※ アンケート・子育てガイドのひな形は国から提示
- ・ オンライン面談を含め、**対面を原則**とする

一体で実施

出産・子育て応援ギフト

○ 支給のタイミング・支給の条件

出産応援ギフト（5万円相当）

：妊娠届出時の**面談実施後**

子育て応援ギフト（5万円相当）

：出生届出～乳児家庭全戸訪問までの間の**面談実施後**

○ 支給形態（実施方法）

各自治体の判断により、以下のいずれの方法でも実施可能

- ・ 出産・育児関連商品の商品券（クーポン）
- ・ 妊婦健診交通費やベビー用品等の費用助成
- ・ 産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用料助成・利用料減免

※ 市町村の判断により、現金給付(キャッシュレス含む)もオプションとして排除されないが、国10/10負担のシステム構築等導入経費は早期の執行を要するため、現金を選択する市町村にあっても将来的にクーポン、広域連携など効率的な給付方法について検討いただきたい。

○ 遡及適用者への支給方法

- ・ 事業開始前に出産された方
→ 事業開始後に10万円相当を一括支給
- ・ 事業開始時点で妊娠中にある方
→ 事業開始後に妊娠期の5万円相当を支給し、出生届出後に5万円相当を支給することを推奨
(妊娠中に応じ、出生届出後に一括支給でも可)

検討状況のアンケート結果（都道府県・市区町村） ※12月16日 17時時点

○ 出産・子育て応援ギフトの支給形態・方法 ※複数選択可

（市町村）

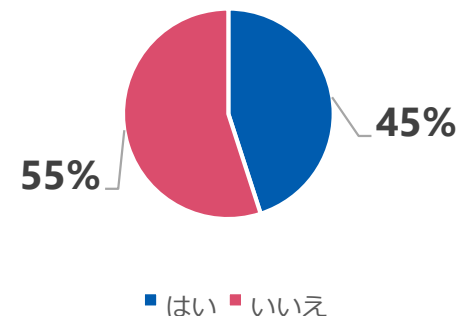
回答数：970自治体

育児関連用品等の商品券（専用サイト・アプリ等による電子クーポン）	49
育児関連用品等の商品券（紙クーポン）	36
子育て支援サービス等の利用料減免（専用サイト・アプリ等による電子クーポン）	9
子育て支援サービス等の利用料減免（紙クーポン）	9
現金給付（電子マネー、キャッシュレス）	39
現金給付（現金）	903
その他の方法により実施予定	57

○ 出産・子育て応援ギフトについて、都道府県による電子クーポンのプラットフォームの構築等、管内市町村との調整に基づく広域連携による取組の実施予定（都道府県）

回答数：40自治体

はい	18
いいえ	22



【国としての基本的な考え方、今後の進め方】

- 出産・子育て応援ギフトの支給について、幅広い形態を選択可能としているところ、**国としては**、政策的意義、自治体・対象者のメリット等の観点から**電子クーポン等の電子的方法の活用や都道府県による広域連携**（以下「**県広域連携**」という）など、効率的な実施方法での実施を**推奨**している。
- このための**システム構築等導入経費（イニシャルコスト）**は、**令和4年度補正予算にのみ計上**するもの、かつ、繰越明許費と位置づけていることから、本予算を国で繰り越した場合、**当該経費（国10/10負担）を執行して活用いただけるのは、令和5年度末まで**となる。
- **国としては**、早期の事業実施の観点から現金給付で事業を開始する予定の市町村においても、上記予算を活用した県広域連携に参画・移行できるよう、**子育てアプリ・サイト・電子クーポンによる子育て支援**について、内閣官房こども家庭庁設立準備室にて12月20日に設置された「**こども政策DX推進チーム**」（P43参照）の下、自治体等と意見交換しつつ、**デジタル化の課題抽出、普及方法の検討や国の支援等について議論し、周知していく予定**。

【全自治体への検討依頼】

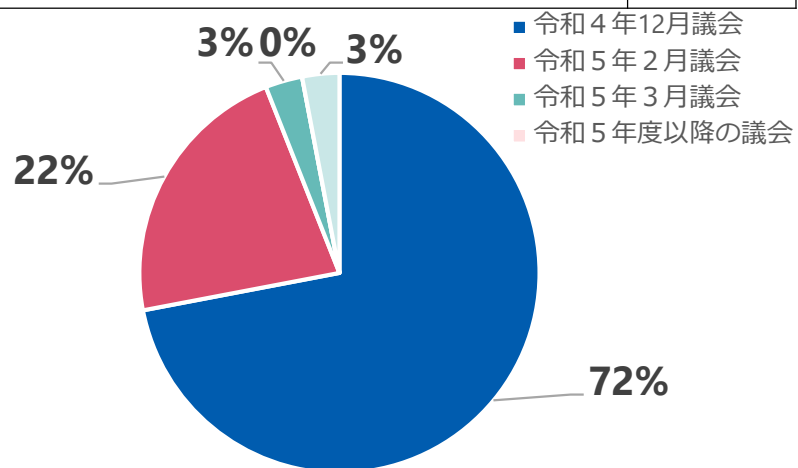
- クーポン支給には一定の準備期間を要する等、早期の事業実施の観点から**現金給付で事業を開始する予定の市町村**、及び、当該市町村の検討状況から**県広域連携を検討いただけていない都道府県**におかれても、令和4年度補正予算を国で繰越した際に、**令和5年度であれば**補助基準額の範囲内での**交付申請が可能となるシステム構築等導入経費（国10/10負担）を活用した県広域連携**について、**都道府県・市町村間で引き続きご検討いただきたい**。
- その他の市町村、（県広域連携を実施予定の）都道府県におかれましても、引き続き、両者間での意向確認等の調整を経て、県広域連携の取組の推進にご協力いただきたい。

検討状況のアンケート結果（都道府県・市区町村） ※12月16日 17時時点

○ 本事業の実施に向けた地方議会での予算案の提案・議決予定 （都道府県）

回答数：40自治体

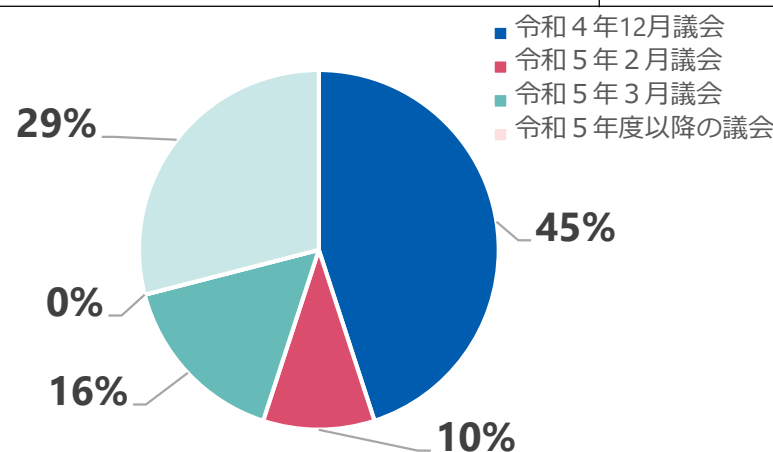
令和4年12月議会で提案・議決予定	29
令和5年2月議会で提案・議決予定	9
令和5年3月議会で提案・議決予定	1
令和5年度以降の議会で提案・議決予定	0
未定・検討中	1



○ 本事業の実施に向けた地方議会での予算案の提案・議決予定 （市町村）

回答数：970自治体

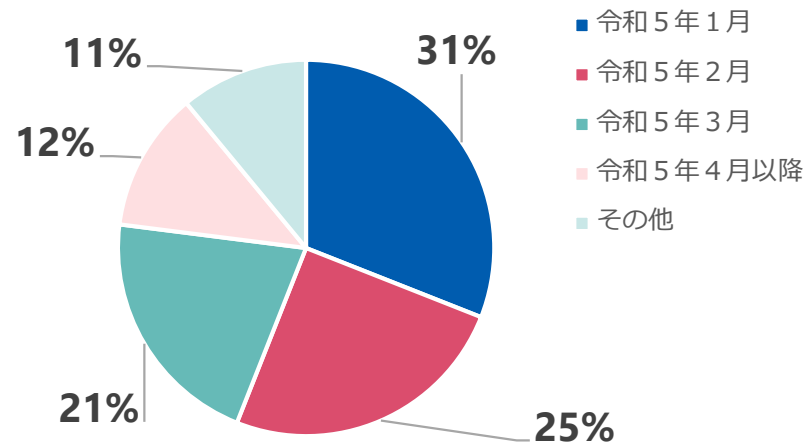
令和4年12月議会で提案・議決予定	437
令和5年2月議会で提案・議決予定	92
令和5年3月議会で提案・議決予定	158
令和5年度以降の議会で提案・議決予定	3
未定・検討中	280



○ 事業の開始時期（目処・予定）（市町村）

回答数：970自治体

令和5年1月	305
令和5年2月	242
令和5年3月	201
令和5年4月以降	118
その他	104



3. 改正児童福祉法の施行について

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

児童福祉法等改正法の施行に向けたスケジュール

施行	改正事項	R4			R5			R6	R7
		夏	秋	冬～春	夏	秋	冬～春	秋～冬	
R4 9	認可外保育施設への事業 停止命令等の公表・共有 (ベビーシッター対策)		指針改正 (通知)	施行					
R5 4	わいせつ行為を行った 保育士対策		説明会 自治体	基本指針	施行 DB以外	説明会 自治体	施行 DB		
	安全計画		発出 通知等		施行 保育所義務化(その他努力義務化)		施行 その他児童福祉施設義務化		
R6 4	こども家庭センター サポートプラン 地域子育て相談機関 家庭支援事業							第3期 子ども子 育て支援 計画	
	自立支援 権利擁護 親子再統合 里親支援センター ハイリスク妊婦支援 一時保護所基準	自治体説明会	調査研究事業等		審議会報告	自治体説明会	通知等発出	都道府 県等社 会的 養育推 進計画	
	認定資格		政令・府令 通知改正検討 検討会 (研修カリキュラム等)			認定機関 の発足			
R7 5～ 6	司法審査						マニュアル 公表	施行	
				実務者作業チーム					
					府令改正・マニュアル検討				

※ R6年4月に向け、R4、5年度は、令和3年度補正予算(安心子ども基金)等を活用し先行的な取組を実施。

新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援

令和3年度補正予算額：602億円（安心こども基金に計上）

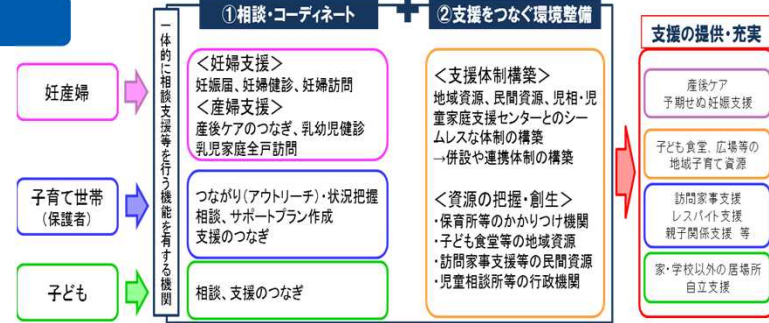
目的

市区町村の母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を再編し、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談を行う機能を有する機関の整備等を推進するとともに、支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援（訪問支援等）を推進していくことで、包括的な支援体制の構築を図る。

支援内容

1. 母子保健と児童福祉の相談支援機関を再編した一体的な相談支援体制の整備の推進

- (1) 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関の整備に必要な整備費・改修費の支援
【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業】
- (2) 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関における子育て世帯等を対象としたサポートプランの作成や地域づくり、ネットワーク構築等の推進
【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業】
- (3) 若年等リスクを抱えた妊婦家庭を訪問し、状況把握等を行う取組の推進【妊婦訪問支援事業】



2. 支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援の推進

- (1) 子育て世帯等を対象とした訪問家事・育児支援の推進【子育て世帯訪問支援臨時特例事業】
- (2)ペアレント・トレーニングの提供等、親子関係形成支援の推進【保護者支援臨時特例事業】
- (3) 家庭や学校に居場所のない子どもの居場所支援の推進
【子どもの居場所支援整備事業／子どもの居場所支援臨時特例事業】
- (4) 子育て世帯のレスパイト支援の充実（親子入所支援・利用料減免等）
【子育て短期支援整備事業／子育て短期支援臨時特例事業／一時預かり利用者負担軽減事業】



(訪問家事育児支援)



(親子関係形成支援)



(子どもの居場所支援)

3. 支援の必要性の高い妊産婦・子どもへの支援体制の強化

- (1) 支援の必要性の高い妊産婦の滞在型支援の推進
【特定妊婦等支援整備事業／特定妊婦等支援臨時特例事業】
- (2) 児童相談所一時保護所の定員超過解消に向けた受け皿整備に必要な整備費・改修費の支援
【児童相談所一時保護所等整備事業】
- (3) 社会的養護経験者（ケアリーバー）に対する自立支援体制の整備
【社会的養護自立支援整備事業／社会的養護自立支援実態把握事業】



(支援の必要性の高い妊産婦の支援)



(社会的養護経験者の自立支援)

実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村（NPO法人等に委託可）

実施期間

令和3年度～令和5年度末

安心こども基金「新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援」の執行について

本年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）においては、こども家庭センターの設置やサポートプランの作成、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援など、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充を図ることとしている。

令和6年4月の改正法の施行に向けて、安心こども基金の「新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援」として、改正法の内容の一部前倒しして実施していただけるよう、各都道府県に総額602億円を交付することとしているので、管内地域における基盤整備に積極的に取り組んでいただきたい。

（第1回交付決定：令和4年3月7日、第2回交付決定：令和4年8月8日、第3回交付決定に向けた内示：令和4年11月8日）

No.	都道府県名	既交付決定（内示）額
1	北海道	2,233,981 千円
2	青森県	537,193 千円
3	岩手県	539,882 千円
4	宮城県	1,078,138 千円
5	秋田県	379,647 千円
6	山形県	485,002 千円
7	福島県	860,475 千円
8	茨城県	1,369,990 千円
9	栃木県	928,051 千円
10	群馬県	925,736 千円
11	埼玉県	3,514,369 千円
12	千葉県	2,955,213 千円

No.	都道府県名	既交付決定（内示）額
13	東京都	6,397,339 千円
14	神奈川県	4,340,253 千円
15	新潟県	996,701 千円
16	富山県	474,661 千円
17	石川県	554,970 千円
18	福井県	383,792 千円
19	山梨県	94,904 千円
20	長野県	991,007 千円
21	岐阜県	986,831 千円
22	静岡県	1,758,777 千円
23	愛知県	3,881,345 千円
24	三重県	865,390 千円

No.	都道府県名	既交付決定（内示）額
25	滋賀県	765,116 千円
26	京都府	1,192,481 千円
27	大阪府	4,172,589 千円
28	兵庫県	2,697,453 千円
29	奈良県	634,053 千円
30	和歌山県	427,475 千円
31	鳥取県	272,165 千円
32	島根県	324,738 千円
33	岡山県	940,436 千円
34	広島県	1,397,672 千円
35	山口県	621,910 千円
36	徳島県	329,134 千円

No.	都道府県名	既交付決定（内示）額
37	香川県	469,233 千円
38	愛媛県	628,352 千円
39	高知県	307,087 千円
40	福岡県	2,627,644 千円
41	佐賀県	430,301 千円
42	長崎県	653,738 千円
43	熊本県	898,364 千円
44	大分県	544,087 千円
45	宮崎県	553,798 千円
46	鹿児島県	825,442 千円
47	沖縄県	945,166 千円
合計		60,192,081 千円

わいせつ行為を行った保育士に対する資格管理の厳格化 見直し内容

改正事項		保育士（児童福祉法）（現行）	教員（教育職員免許法等）	保育士（児童福祉法）（見直し内容）
欠格期間	禁錮以上の刑に処せられた場合	執行を終わった日等から起算して 2年	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり
	罰金の刑に処せられた場合	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して 2年	—	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して 3年
	登録取消・免許状失効等による場合	登録取消の日から起算して 2年	免許状失効等の日から 3年	登録取消の日から起算して 3年
登録取消等の事由	登録の取消・免許状失効等を行わなければならない場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・教職員が懲戒免職等の処分を受けた場合 （わいせつ行為を行った場合には、原則として懲戒免職とするよう求めている）	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 ・わいせつ行為を行ったと認められる場合
	登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	<取消事由> ・教員にふさわしくない非行の場合 ・故意による法令違反の場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合
わいせつ行為を行った者の再登録等の制限	欠格期間経過後は再登録の申請が可能	わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる（※）	わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者については、その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる	
わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握	—	わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する（※）	わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する	

注 わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。

※ 法の規定に基づく対応

児童福祉施設等における安全計画の策定について

保育所を始めとする児童福祉施設等が児童の安全を確保するための計画を策定することを義務付ける省令改正を実施。

- 第208回国会で可決・成立した改正児童福祉法は、衆議院において議員修正が行われており、都道府県等が条例で定めることとされている児童福祉施設等（※）の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準（省令）に従わなければならないこととする改正が行われた。
（※）児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く）、家庭的保育事業等、一時保護施設
- これを受けて、各児童福祉施設等は「児童の安全を確保するための計画」を策定しなければならないとする国の基準（省令）の改正を令和4年11月に行い、同年12月には留意事項通知を発出しているところであり、各都道府県等はこの省令の規定を条例化することで、全ての児童福祉施設等に計画の策定が求められることとなる。
- 児童福祉施設のうち、保育所や家庭的保育事業等については、保育所保育指針や子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設として、既に児童の安全に関するマニュアルや指針の策定が求められているところ、こうした現行の取組も踏まえつつ、昨今の保育所等での事故や幼稚園における学校安全計画などとの整合性も踏まえつつ、取組を強化する方針であり、令和5年4月から施行。
- それ以外の児童福祉施設等については、各施設の性質や状況等を踏まえ、経過措置として一定期間安全計画の策定等を努力義務とする規定を設けている。
- なお、厚生労働省令において運営等に関する基準が定められていない施設・事業所についても各事業の性質や実態等に鑑み、通知等により、児童の安全の確保に関する取組の実施を促していく予定。

<改正児童福祉法：令和5年4月1日施行時点> ※傍線は児童福祉法等の一部改正法案による改正箇所のみ

（児童福祉施設の設備及び運営についての基準）

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一・二 （略）

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

③～⑥ （略）

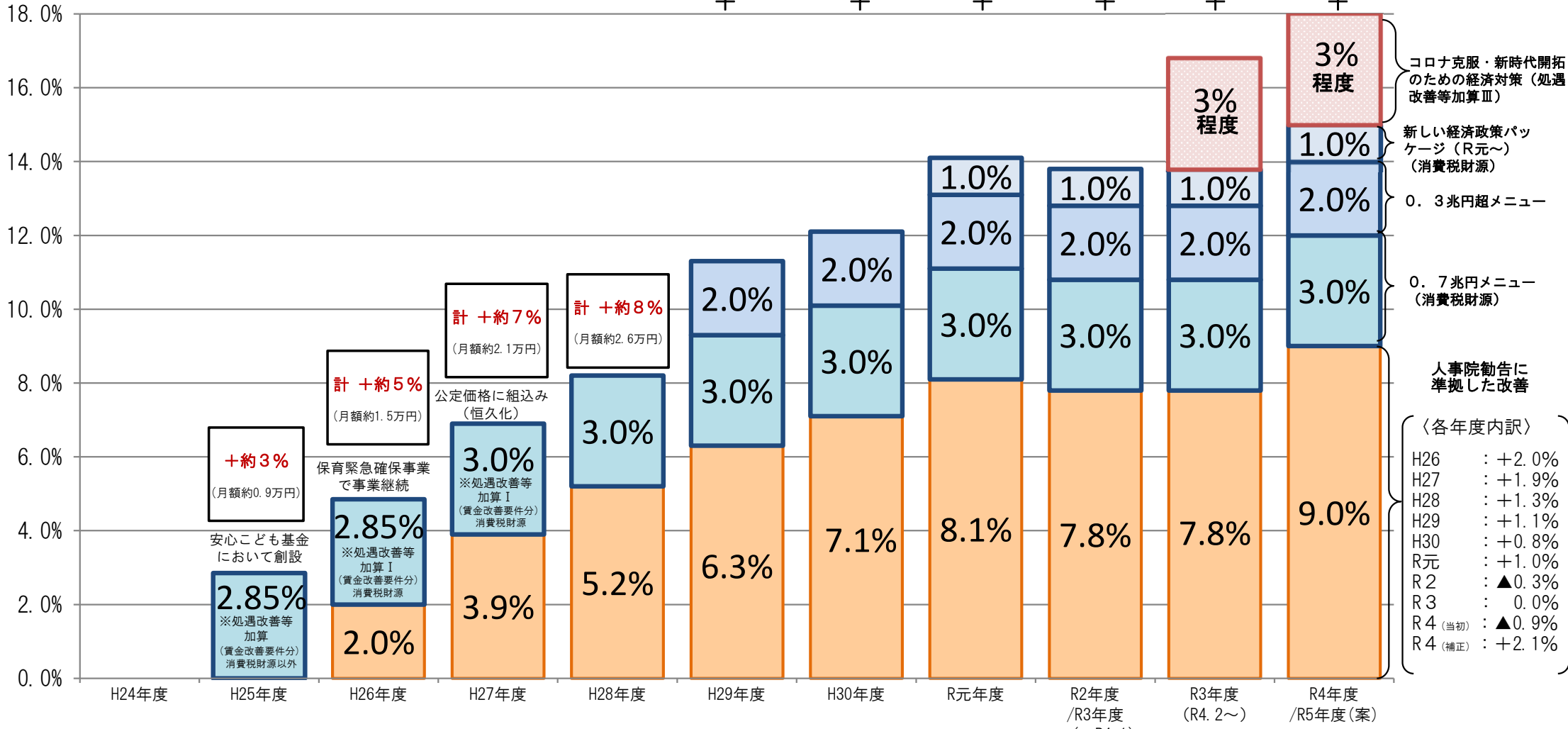
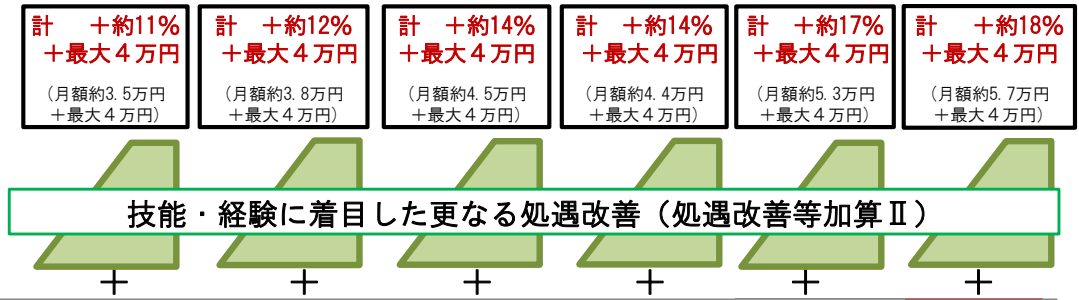
※家庭的保育事業等及び一時保護施設についても同様の規定を創設

4. 保育の充実等

(1) 保育人材の確保について

保育士等の処遇改善の推移

(改善率)



※ 処遇改善等加算 (賃金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる
 ※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2~9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は公定価格により実施 (恒久化)

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 「新子育て安心プラン」に基づく約14万人分の保育の受け皿整備に必要となる保育人材(新たに約2.5万人)の確保を含め、処遇改善のほか、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

- 保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）
 - ・学費5万円(月額)など。卒業後、5年間の実務従事により返還を免除、過疎地域に適用されている返還免除の特例（実務従事5年→3年）について、離島その他の地域にも適用を拡大【R5 予算案】
- 保育士の資格取得を支援
 - ・保育所等で働きながら養成校卒業による資格取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- 保育士試験の年2回実施の推進（27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）
- 保育士・保育の現場の**魅力発信**（情報発信のプラットフォームの構築など、様々な対象者に対して魅力発信を実施）【R3 予算～】

就業継続支援

- 保育所等におけるICT化の推進**
 - ・①保育に関する計画・記録、②保護者との連絡、③子どもの登降園管理等の業務のICT化に係る**システムの導入費用や翻訳機等を支援**
 - ・上記①～③の3つの機能のうち必要な機能のみを選択して導入する場合も補助対象となるよう補助要件を見直し【R4 補正予算】
- 保育補助者の雇い上げの促進**（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
 - ・補助要件（勤務時間週30時間以下の要件）の撤廃&保育士確保が困難な地域の補助基準額の引き上げ【R3 予算～】
- 保育体制強化事業の促進**（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
 - ・保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、**登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助【R5 予算案】**
 - ・園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の**補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等を追加【R5 予算案】**
- 保育士**宿舍借り上げ支援**（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額8.2万円を上限）、支給期間：採用から5年以内※）
 - ※直近2カ年のいずれかで保育士の有効求人倍率が2以上の場合は採用から7年以内【R5 予算案】
 - ※前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は前年度の年数を適用
- 保育士の働き方改革**への支援
 - ・労務管理の専門家による巡回支援や魅力ある職場づくりの啓発セミナーの実施【R3 予算～】
 - ・保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置【R3 予算～】

離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの機能強化**（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
 - ・**マッチングシステムを導入する費用を支援**し、業務の効率化・きめ細かなマッチングを実施（補助額700万円）
 - ・保育補助者等のマッチングや現職保育士に対する支援、管内の保育所等への巡回等によるマッチング機能の向上【R3 予算～】
- 就職準備金貸付事業**（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け（40万円）、2年間勤務した場合、返還を免除）

チーム保育推進加算の充実

チーム保育推進加算の概要

○ 以下の要件全てに該当する施設に**常勤保育士1人分の費用（年額約500万円）**を加算。

- ・基本分単価・他の加算で求められる保育士数を超えて保育士を加配すること。
- ・キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等、年齢配置基準を超えて、主に3～5歳児について複数保育士による保育体制の構築を行うこと
- ・職員の平均経験年数が12年以上であること。

※ **加算額は、保育士の増員や職員の賃金改善に充てる**ことが必要。

チーム保育推進加算の充実（加配人数1人→2人を定員121人以上の施設で実施）

- 4・5歳児の各クラスの定員が25人以上となっていると考えられる、大規模な保育所（定員121人以上）について、保育の質の向上・職員の業務負担の軽減に対応する観点から、保育所の「チーム保育推進加算」を充実させ、2人までの加配を可能とする。（現行：1人）
- これにより、4・5歳児の各クラスで複数の保育士の配置が可能となり、25：1以下の配置の実現が可能となる。

(2) 待機児童対策について

令和4年4月の待機児童数調査のポイント

令和4年8月30日(火)
公表資料

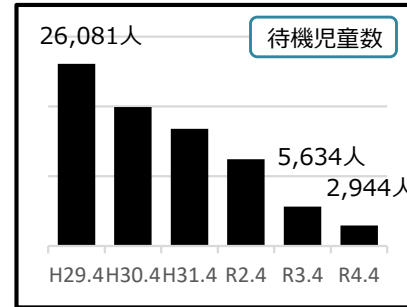
① 待機児童の状況

待機児童数：2,944人

(対前年▲2,690人)

※調査開始以来、
4年連続で最少

- ・約**85.5%**の市区町村(1,489)で**待機児童なし**
- ・待機児童数が**50人以上**の自治体は**10自治体**まで減少。



待機児童数別の自治体数の内訳

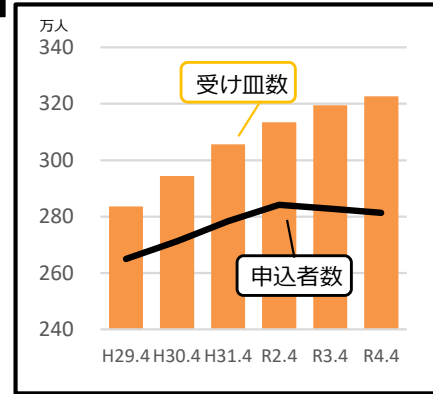
	0人	1~49人	50~99人	100人以上
R4年度	1,489	242	7	3
	85.5%	13.9%	0.4%	0.2%
対前年	60	▲50	▲9	▲1
R3年度	1,429	292	16	4

② 待機児童数の減少要因

令和4年4月の待機児童数が減少した要因は、自治体調査によれば、

- ・**保育の受け皿拡大**に加え、
- ・**就学前人口の減少**
- ・**新型コロナウイルス感染症を懸念した利用控え**

などが考えられる。



③ 今後の見込み

令和4年4月の保育ニーズ(申込者数)は減少したものの、

- ・**女性就業率**(25~44歳)の**上昇傾向**
 - ・**保育所等申込率**(申込数/就学前人口)の**上昇**
 - ・**フルタイムの共働き世帯割合の増加**
 - ・**被用者保険の適用拡大に伴う働き方の変容**
- ⇒ などを受け、今後、**保育ニーズ(申込者数)**も再び増加する可能性があり、注視が必要。

今後の取組方針

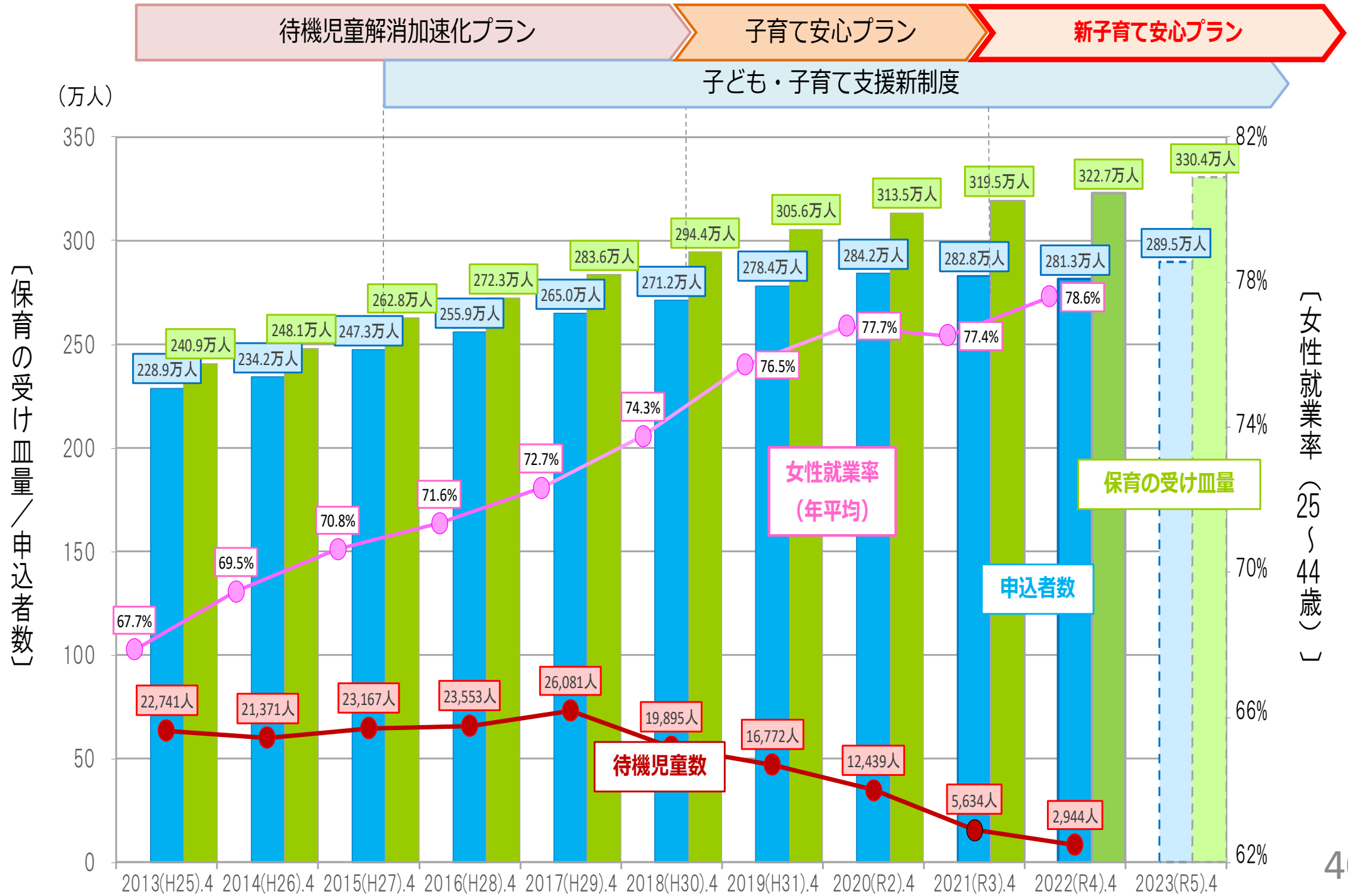
- 令和3年度からスタートした「**新子育て安心プラン**」に基づき、待機児童解消のための取組を進めていく。
- 各年度ごとに、自治体における**待機児童の状況**や**保育の受け皿拡大量の見込み**などを確認しながら、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行っていくとともに、**マッチング支援**を推進するなど、ニーズに丁寧に答えられるよう、支援していく。
- また、今後は、保育所・保育士の子育て支援のノウハウを活かし、地域で子育て支援を実施するなど**保育所の多機能化を進める**観点から、令和5年度概算要求において、保育所の空き定員等を活用した未就園児定期預かりに関するモデル事業等の実施に必要な予算要求を行う。

令和4年4月調査における各自治体の保育の受け皿拡大量(R4~R6は見込み)

	令和3年度	令和4年度
受け皿拡大量	2.5万人	7.4万人
	令和5年度	令和6年度
受け皿拡大量	2.0万人	1.1万人

4か年合計	新プラン目標
13.0万人	約14万人

保育所の利用児童数等の推移



○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・ 第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・ できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応。
(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

平成30年度

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

令和3年度

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

令和6年度末

○ 新子育て安心プランにおける支援のポイント

① 地域の特性に応じた支援

○ 保育ニーズが増加している地域への支援

(例)

- ・ 新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の嵩上げ**

○ マッチングの促進が必要な地域への支援

(例)

- ・ **保育コンシェルジュによる相談支援**の拡充
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
- ・ **巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

○ 人口減少地域の保育の在り方の検討

② 魅力向上を通じた保育士の確保

(例)

- ・ **保育補助者の活躍促進** (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
- ・ **短時間勤務の保育士の活躍促進**
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
- ・ **保育士・保育所支援センターの機能強化**
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③ 地域のあらゆる子育て資源の活用

(例)

- ・ **幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育** (施設改修等の補助を新設)
- ・ **や小規模保育** (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする)) **の推進**
- ・ **ベビーシッターの利用料助成の非課税化** 【令和3年度税制改正で対応】
- ・ **企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充** (1日1枚→1日2枚)
- ・ **育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**

できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進する。

(1) 就学前教育・保育施設整備交付金(旧保育所等整備交付金)【一部令和4年度第2次補正予算】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。その際、「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等により整備を推進する。

【対象事業】 ・保育所整備事業 ・幼保連携型認定こども園整備事業 ・認定こども園整備事業(保育所型、幼稚園型)
 ・公立認定こども園整備事業 ・小規模保育整備事業 ・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費【令和4年度第2次補正予算】

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4

(2) 保育所等改修費等支援事業【一部令和4年度第2次補正予算】 (保育対策総合支援事業費補助金)

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。その際、「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等により整備を推進する。

【対象事業】 ①賃貸物件による保育所改修費等支援事業 ②小規模保育改修費等支援事業
 ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 ④認可化移行改修費等支援事業 ⑤家庭的保育改修等支援事業

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ (ア)緊急対策参加自治体、(イ)待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

①新設又は定員拡大の場合 1施設当たり 利用(増加)定員60名以上の場合 55,770千円((ア)60,840千円、(イ)63,882千円) 等

②1事業所当たり 22,308千円((ア)32,448千円、(イ)35,490千円) ④1施設当たり 32,448千円((イ)35,490千円)

③1施設当たり 22,308千円((ア)32,448千円、(イ)35,490千円) ⑤保育所で行う場合 22,308千円((ア)32,448千円、(イ)35,490千円) 等

【補助割合】 ①~④ 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4

⑤ 国：1/2、市区町村：1/2

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村等:1/3

(3) 保育所の空き定員等を活用した未就園児の 定期的な預かりについて

保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業に関する議論

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会取りまとめ(R3.12.20)

2. 論点ごとの取り組むべき内容や今後の施策の方向性

(1) 人口減少地域等における保育所の在り方

① 取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの

ii) 多機能化や他の機関との連携に対する支援

○人口減少地域においては、児童の数や保育士を含む子育て支援の担い手が少なくなってきており、人材確保の支援も引き続き重要であるが、保育所が在園児以外の地域の子育て家庭への支援や多様な保育ニーズへの対応などを担うことで、保育所を多機能化して、地域の子育て支援の中核的機関とするなど、地域の実情に応じて必要な機能を選択し、展開することについても真剣に検討すべき時期に来ている。

○例えば、定員に余裕のある保育所において当該保育所に通所していない3歳未満児を週1～2回程度一時預かり事業で預かることや、児童発達支援事業や子ども食堂の併設などの多機能化に関する実践、(3)①i)に掲げるような他の子育て支援機関との連携や利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業などの活用といった地域支援の取組に関する事例などを収集し、必要に応じてモデル的に実施することなどにより、その展開に向けた検討を進めるべきである。

○また、保育所が多機能化を図るために、例えば保育所がその空きスペースを活用し、子育て相談のためのスペースを設ける際の改修費を支援するなど、保育所が地域子育て支援を含む多機能化を実践するための施設整備に関する費用についても支援をすることが必要である。

全世代型社会保障構築会議報告書(R4.12.16)

Ⅲ. 各分野における改革の方向性

1. こども・子育て支援の充実

(2) 取り組むべき課題

① 全ての妊産婦・子育て世帯支援

◆全ての希望者が、産前・産後ケアや一時預かりなどを利用できる環境の整備

産前・産後の心身の負担を軽減するため、希望する全ての方が産前・産後ケアを利用することができるよう、産前・産後ケアの体制の充実を図るとともに、利用者負担の軽減を図る必要がある。

また、育児の負担や孤立感を解消するとともに、低年齢のこどもの良質な成育環境を確保することが重要であることも踏まえ、未就園児の親についても、一時預かりなどの必要なサービスの利用を保障するなどの支援の充実を図る必要がある。

(3) 今後の改革の工程

① 足元の課題

・ 出産育児一時金の引上げと出産費用の見える化等

・ 令和4年度第二次補正予算で措置された、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と妊娠届出・出生届出を行った妊婦・子育て世帯に対する経済的支援をあわせたパッケージを、恒久的な財源を確保しつつ継続的に実施

② 来年、早急に具体化を進めるべき項目

・ 1. (2)において記載された項目のうち、上記①以外の項目

・ 「骨太の方針2022」にもあるように、こども・子育て支援の充実を支える安定的な財源について、企業を含め社会全体で連帯し、公平な立場で、広く負担し、支える仕組みの検討

・ 0～2歳児に焦点を当てた切れ目のない包括的支援の早期構築後の課題として、児童手当の拡充などについて恒久的な財源とあわせて検討

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度当初予算(案) 457億円(453億円) ※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を、保育所等で定期的に預かることで、専門家による良質な成育環境を確保し、他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じこどもたちの発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援や、必要に応じて関係機関と連携した支援を行うことができる。については、定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用認定の方法、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を実施する。

2. 施策の内容

【事業内容】

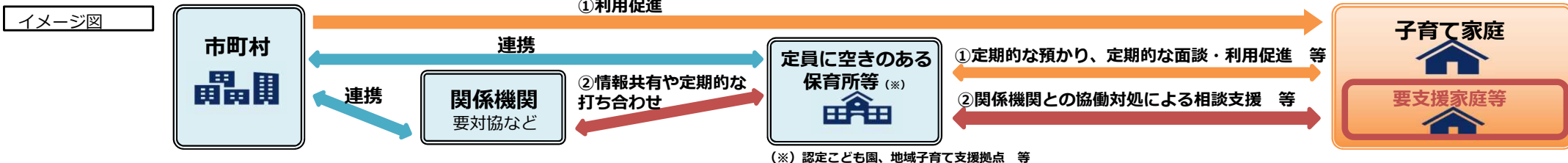
①定期的な預かり

- ・ 定員に空きのある保育所等において、地域の保育所等に通所していない未就園児に対して、継続して週1～2日程度の定期的な預かりを実施する。
- ・ 対象児童を養育する家庭に対して、本事業の積極的な利用を促進する。
- ・ 集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、適切な保育を行うとともに、保護者に対しては、定期的な面談などを実施し、継続的に支援する。
- ・ 要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有する。

②要支援家庭等対応強化加算

①に加え、保育所等において、要支援児童等の預かりを行う場合には、関係機関(市町村や要対協など)との連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画(※)を作成し、関係機関との協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。

(※) 改正後の児童福祉法に基づくサポートプランと連携することを想定。



3. 実施主体等

【実施主体】市町村(※) (市町村が認めた者への委託可。)

※実施自治体は、地域における定期的な利用ニーズに対する適切な一時預かりの実施体制、利用促進や利用認定の方法などを検証するための実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない未就園児(長期スパンでの利用が前提)

【補助単価】①・年間延べ利用児童数300人未満 : 1か所あたり 5,981千円(預かりにかかる経費及び検討会開催経費等)
 ・年間延べ利用児童数300人以上900人未満 : 1か所あたり 6,326千円(預かりにかかる経費及び検討会開催経費等)
 ・年間延べ利用児童数900人以上 : 1か所あたり 6,542千円(預かりにかかる経費及び検討会開催経費等)

② 1か所あたり 742千円

【補助割合】国: 9/10 市町村: 1/10

4. 実施にかかる要件等(案)

【実施要件】

- 定期的な預かりを実施する。
 - ア 保育所や認定こども園等において、未就園児に対して週1～2回程度、定期的な預かりを実施（年間を通じて継続的に実施）
 - イ 対象児童について、集団における子どもの育ちに着目した支援計画の作成と日々の保育の状況の記録
 - ウ 保護者に対して定期的な面談等を実施、子育てに関する助言等
- 検討会を設置し、以下の検証・検討を行う。
 - ア 定期預かりにおける日々の保育の状況等を踏まえ、こどもの成長や発達に対する効果測定
 - イ 未就園児のいる家庭が定期的な預かりを利用するきっかけづくりなど利用促進を図るための方策
 - ウ 定期的な預かりの実施状況を踏まえ、優先利用や利用調整の考え方に関する検討
 - エ 定期的な預かりの実施状況を踏まえ、望ましいと考える職員配置や設備基準に関する検討
 - オ その他、未就園児の定期的な預かりに当たって必要と考える事項についての検討

※1市町村で複数箇所の定期的な預かりを実施する場合は、各事業所での実施状況を踏まえて一括して検討・検証を実施しても差し支えない。

○要支援家庭等対応強化（加算）

- ア 関係機関と連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせなどに基づいた支援計画を作成
- イ 関係機関との協働対応による相談支援の実施

※ここでいう「要支援家庭等」とは、児童福祉法に定める要保護児童（児童福祉法第6条の3第8項：「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」）、要支援児童（児童福祉法第6条の3第5項：「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」）だけでなく、保護者の不適切な育児について地域の関係機関が連携して支援していく必要があると市町村において判断される者を含む。

【公募等のスケジュール】

- 対象自治体は、公募により選定。（令和5年度予算が成立し次第速やかに実施する予定。）
- 地域における定期的な利用ニーズに対する適切な一時預かりの実施体制、利用促進や利用認定の方法などを検証するための実施体制等を総合的に評価し、対象自治体を決定。
- 公募により選定された自治体は速やかに委託事業者等を決定し、事業に着手すること。
- 事業終了後には、事業報告書を提出すること。（事業実施期間満了前であっても、別途、中間報告を求めることがある。）

**(4)バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する
緊急対策について**

静岡県牧之原市の認定こども園における事案概要

1. 発生日

令和4年9月5日（月）

2. 発生園

学校法人榛原学園 川崎幼稚園（静岡県牧之原市）

※幼保連携型認定こども園

3. 事故状況

- ・朝8時48分、送迎用バスにて登園するも、バス内に約5時間取り残されたとみられ、同日14時10分頃、バス内にて心肺停止状態で発見され、緊急搬送されたが、その後病院で死亡が確認された。

<経過>

- ・8:00 18人乗りの中型バスに運転手、乗務員が乗車し園を出発。運転手は普段の職員ではなかった（当日の運転は園長が行った）。
- ・8:48 本児を含め6名の園児を乗せたバスが園に到着。乗務員は荷物を持ちながら、小さい子から降ろした。他の子には自分で降りてくるように声をかけながら門を開け園内に入った。その際、本児が降りたのか確認していなかった。
- ・運転手は、園児が全員降りたかどうか確認しなかった。
- ・クラス担当者は、欠席等の連絡なく登園していない園児の所在確認をしなかった。
- ・14:10頃 降園のため、バスを開錠すると、運転手と乗務員（登園時とは別の職員）が倒れている本児を発見。警察に連絡、救急車を要請
- ・14:30頃 救急車到着。肺蘇生法等を実施し、病院へ搬送

関係府省会議の開催等

バス送迎に当たっての安全管理に関する具体的な対策等を示すため、保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議の開催
(構成員)

議長 こども政策担当大臣

- ・ 内閣官房こども家庭庁設立準備室長
- ・ 内閣府子ども・子育て本部統括官
- ・ 文部科学省総合教育政策局長
- ・ 厚生労働省子ども家庭局長

※警察庁及び国土交通省がオブザーバー参加

<経過>

- ・ 9月9日 総理指示
第1回関係府省会議開催
⇒全施設に対し緊急点検の実施、地方自治体による実地調査を開始（国が点検項目を提示）
 - ・ 9月15日 送迎バス運行におけるソフト・ハードそれぞれの事故防止対応を視察
 - ・ 9月20日 第2回関係府省会議開催（有識者からのヒアリング）
 - ・ 駒崎弘樹 全国小規模保育協議会理事
 - ・ 渡邊正樹 東京学芸大学教職大学院教授
 - ・ 吉川優子 吉川慎之介記念基金代表理事
 - ・ 9月29日 第3回関係府省会議開催（先進自治体・有識者からのヒアリング）
 - ・ 鳥取県
 - ・ 福岡県
 - ・ 内野光裕 学校法人内野学園理事長
 - ・ 前田正子 甲南大学マネジメント創造学部教授⇒「緊急対策とりまとめに当たっての基本方針」（こども政策担当大臣指示）
 - ・ 10月12日 第4回関係府省会議開催
⇒緊急点検の結果確認、緊急対策のとりまとめ
- (今後の予定)
- ・ 12月下旬以降 第5回関係府省会議開催
⇒地方自治体による実地調査の実施状況報告

① 所在確認や安全装置の装備の義務付け

誰が運転・乗車するかにかかわらず、バスの乗車・降車時に、幼児等の所在の確認が確実に行われるようにするため、府省令等の改正により、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。

② 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成

安全装置の装備が義務化されることを踏まえ、置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインを年内にとりまとめる。

③ 安全管理マニュアルの作成

車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定する。

④ 早期のこどもの安全対策促進に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」

(1) 送迎用バスへの安全装置導入支援

(2) 登園管理システムの導入支援

(3) こどもの見守りタグ（GPS）の導入支援

(4) 安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施等

所在確認や安全装置の装備の義務づけ

1. 改正の趣旨

令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられたところ。同プランを踏まえ、内閣府・文部科学省・厚生労働省の府省令等について、所要の改正を行った。

2. 改正概要

- ① 乗降車の際に点呼等の方法により園児等^(※1)の所在を確認
- ② 送迎用バスへの安全装置の装備^(※2) 及び 当該装置を用いて、降車時の①の所在確認

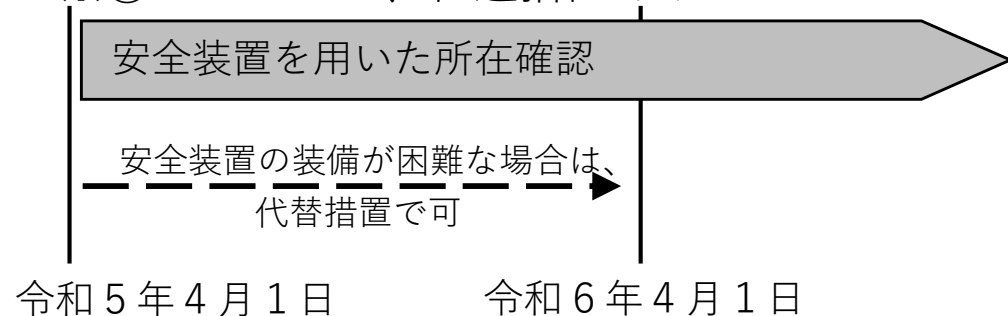


※1 「園児等」には、保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児のほか、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学・高等専門学校・専修学校の児童生徒・学生を含む。
※2 国土交通省のガイドライン（令和4年12月20日公表）に適合していることが求められる。

3. 施行期日

令和5年4月1日（令和4年12月28日公布）

※②については、経過措置あり



<代替措置の例>

運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児等が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにする。

1. 対象となる安全装置

保育所等について装備が求められる安全装置と一致

→「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインに適合するもの

→今後、適合する装置を一覧化したリストを作成・公表予定。当該リストを参考に選定することが可能

2. 対象となる自動車の種類

保育所等について義務付けられる自動車の種類と一致

→通園・通学等の送迎用のものが対象

→直営か委託かは、問わない（装備する者は対象施設の設置者であることが原則）

※リースの場合は、装置導入に伴うリース料増額分を定額の範囲内を上限に補助

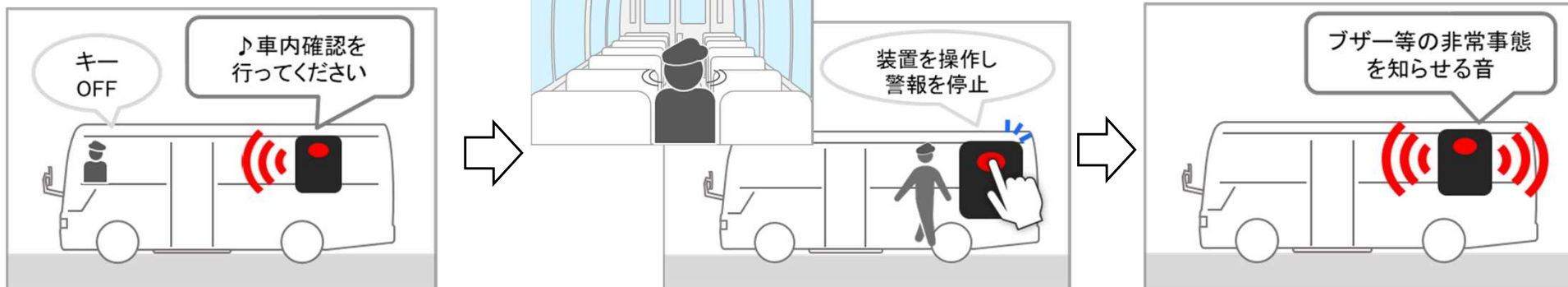
3. 補助額

1台ごとに定額（具体の金額は、今後、市場動向等を踏まえて設定）

※複数台を運行する場合は、各台について補助

- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

降車時確認式の装置

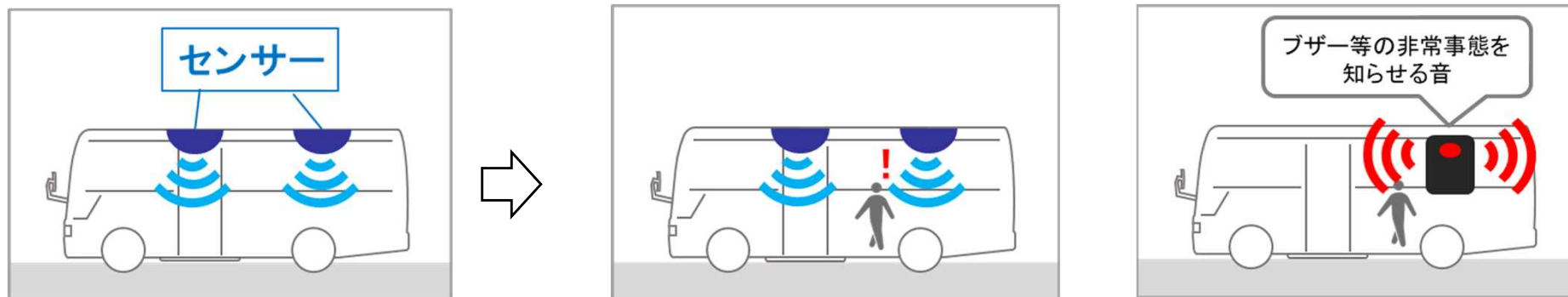


エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す**車内向けの警報**

車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると**警報が停止**

確認が一定時間行われない場合、**更に、車外向けに警報**

自動検知式の装置

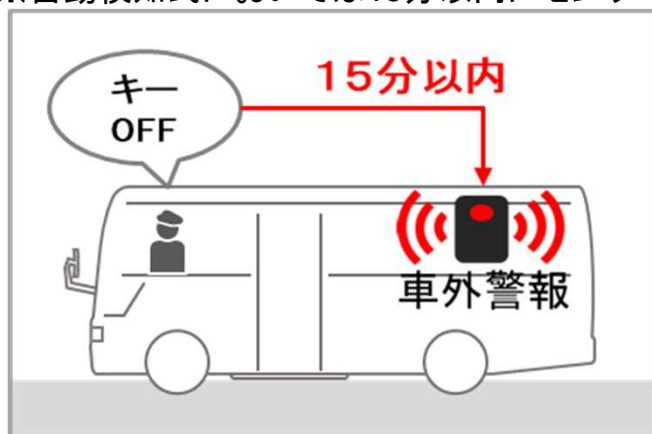


エンジン停止から一定時間後に**センサーによる車内の検知を開始**

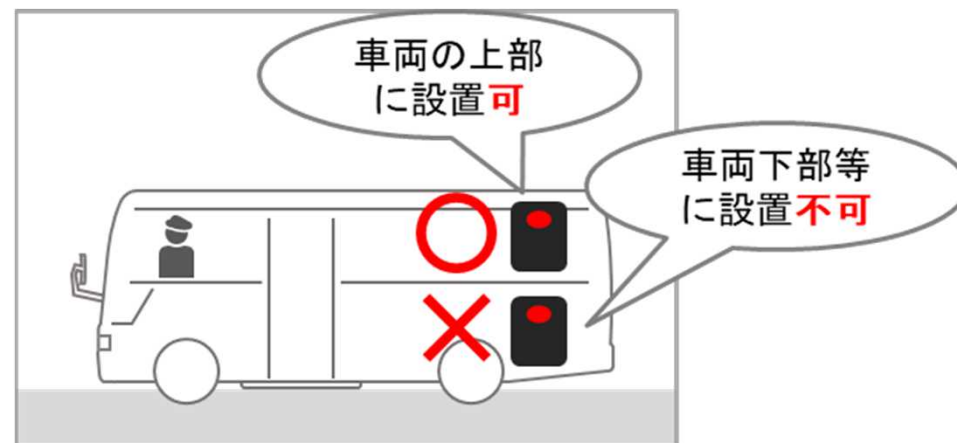
置き去りにされたこどもを検知すると、**車外向けに警報**

① 運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始

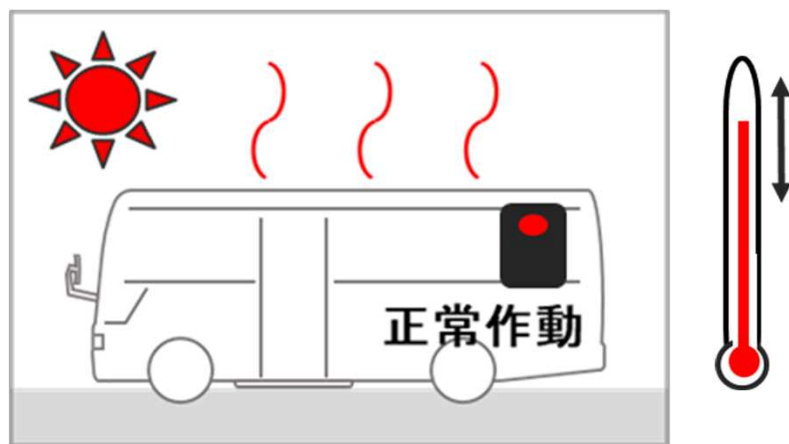


② こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること



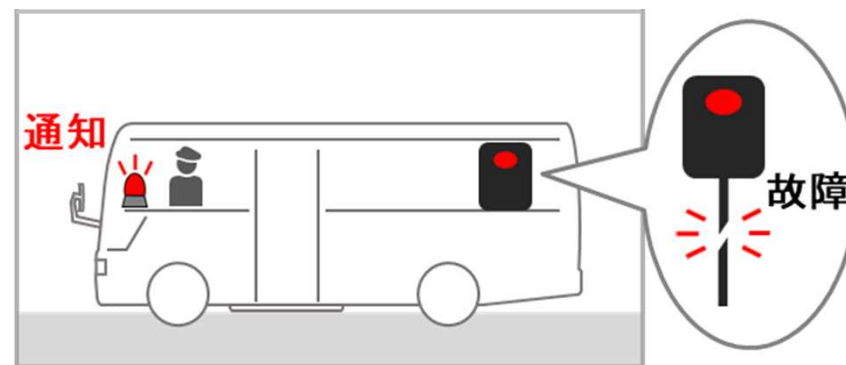
③ 十分な耐久性を有すること

例) -30~65℃への耐温性、耐震性、防水・防塵性等



④ 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。



車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定する。

◆安全管理マニュアルのポイントは以下のとおり。

○毎日使えるチェックシート

毎日見落としがないかを確実に確認する内容

○バス送迎の業務の流れに沿って、ポイントを整理

園での業務の流れが適切か確認する内容

○置き去り事故ゼロをめざす

ヒヤリ・ハット事例の共有、子ども自らSOSを出せる支援

バスのラッピングやスモークガラスの使用に関する留意事項

○シンプルな構成

内容を確実に理解し、読み返すことが負担にならない工夫

- ※ 現場で運用していく中で、工夫すべき点など、様々な意見が出てくるのが想定される。これらの意見や静岡県の特別指導監査の結果なども踏まえ、マニュアルの改訂には柔軟に対応していく。
- ※ 本マニュアルを各都道府県等に周知する際の事務連絡において、被害者家族等の精神的ケアの必要性について伝達
- ※ 行政や他の施設に共有すべき、命の危険につながりかねないようなヒヤリハット事例の収集や共有の方法などについて、有識者や現場をよく知る団体関係者、先進自治体などの意見も伺いつつ調査研究を実施。

「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進

＜内閣府・文部科学省・厚生労働省予算＞

令和4年度第2次補正予算案：234億円（うち子ども家庭局分122億円）

1 事業の目的

- 「こどものバス送迎・安全徹底プラン～バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策～」に基づき、送迎用バスの安全装置改修等への支援等を内容とする「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」を推進し、子どもの安心・安全を確保する。

2 事業の概要・スキーム

【事業概要】

(1) 送迎用バスへの安全装置の導入支援（厚生労働省・文部科学省計上）

装備が義務化されるブザーなど（※）、車内の幼児等の所在の見落としを防止する装置の装備等のための改修を支援
※置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインに準拠するものに限る

(2) 登園管理システムの導入支援（厚生労働省・文部科学省計上）

幼児の登降園の状況について、保護者からの連絡を容易にするとともに、職員間での確認・共有を支援するための登園管理システムの導入を支援

(3) こどもの見守りタグ（GPS）の導入支援（厚生労働省・文部科学省計上）

安全対策に資するGPSを活用したこどもの見守りサービスに係る機器等の導入を支援

(4) 安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施等（内閣府計上）

- ・安全管理マニュアルの理解が深まるよう、説明動画を作成するとともに研修の実施を支援
- ・送迎用バスに装備する安全装置の推奨リストを作成

【対象施設】

保育所、認定こども園（幼稚園型認定こども園以外）、地域型保育事業所、広域的保育所等利用事業を行う者
認可外保育施設、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所
幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校

(5) 保育所等における虐待等に関する対応について

1. 事案の概要

- 裾野市の私立さくら保育園（設置者：社会福祉法人桜愛会）において、不適切な保育が実施されていたことが判明。関与していた3人の保育士は、令和4年12月4日に、静岡県警により暴行の疑いで逮捕。
- 市は令和4年8月に通報を受け、園を指導していたものの、県に報告したのは同年11月下旬。

（不適切な保育の内容）

- ロッカーに入って泣いている園児の顔を携帯電話（個人所有）で撮影
- 園児の頭をバインダーでたたき泣かせる
- 棚に入った園児の足をつかんで引っ張り出し、足をつかみ宙づりにする 等

2. 国における対応

- 厚生労働省としては、令和4年12月7日に事務連絡を発出し、以下の内容について周知・徹底を通知。
 - ①保育所等における虐待の発生防止を改めて徹底すること
 - ②虐待が疑われる事案が発生した場合の行政への速やかな情報提供・相談等
 - ③行政における迅速な事実確認の実施
 - ④保育士の資格の取消についても十分な事実確認の上で適切に対応すること
- ※ ①～③は、令和3年3月にも、「不適切な保育の未然防止や発生時の対応に関する手引き」を作成し、周知・徹底を依頼
- また、今後の対応に活かすため、保育施設における虐待等の不適切な保育の実態や、通報等があった場合の市町村等における対応や体制についての全国的な実態調査を令和4年12月27日から開始（詳細は次頁）。

保育所等における虐待等の不適切保育に係る対応に関する実態調査について①

1. 調査趣旨

- 保育施設における虐待等の不適切な保育の通報等があった場合の市町村等における対応・体制や、現場の実態について調査する。
- 本調査は、個別事案を把握して、行政指導等につなげることに主眼を置くものではなく、本調査結果を踏まえ、不適切な保育が施設内外への相談等を通じて早い段階で改善を促され、虐待を未然に防止できるような環境・体制づくりにつなげていくためのもの。
- 併せて、保育現場において安心して保育に臨むことができるよう、日々の保育実践における不安等にも寄り添えるような支援にも取り組んでいく。

2. 調査項目 ※調査時点は、令和4年度（令和4年4月1日～12月31日の開所日）

（1）自治体等調査（国立大学法人／都道府県／市町村）

- 個別事案（件数や把握の経緯、対応状況等）
- 自治体等における体制等
 - ①相談窓口の整備と周知、②事実認定等の手順の策定、③自治体内での情報共有、④市県間の連携体制、⑤事実確認後の対応
- 虐待等の不適切な保育の未然防止
 - ①ガイドライン等の策定・周知、②啓発や研修等の実施、③通報等が行いやすい環境整備、④保育者支援の観点からの園へのサポート

（2）園調査

- 個別事案（件数や対応状況等）
- 園の体制等
 - ・自治体への情報提供等に係る方針、施設内で事案を共有する機会の有無
 - ・手引きやセルフチェックリスト等の周知状況
 - ・虐待等の不適切な保育の未然防止に向けて自治体に求めるサポート

3. スケジュール

- 令和4年12月27日 調査開始
- 令和5年2月3日 回答締め切り

保育所等における虐待等の不適切保育に係る対応に関する実態調査について②

- 自治体等に対しては、以下の事項を調査。
 - ア 手引きで示す「不適切な保育」の行為類型別件数（令和2年度の調査研究事業と同様）、把握の経緯、対応状況等
 - イ アの内数として、「虐待」と確認した事案の件数（①身体的、②性的、③ネグレクト、④心理的別）、把握の経緯、対応状況等
- 園に対しては、以下の事項を調査
 - ア 手引きで示す「不適切な保育」の行為類型別件数
 - イ 当該事案を把握した後の園としての対応（園内での再発防止策の検討や自治体へ相談等を行った件数）

（※1）手引きで示す「不適切な保育」の行為類型

- (1) 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
- (2) 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
- (3) 罰を与える・乱暴な関わり
- (4) 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- (5) 差別的な関わり

（※2）「虐待」の行為類型

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（抄）

（虐待等の禁止）

第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

◎児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第三十三条の十 （略）

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 **※身体的虐待**
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 **※性的虐待**
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 **※ネグレクト**
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 **※心理的虐待**

5. 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)：平成10年4月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

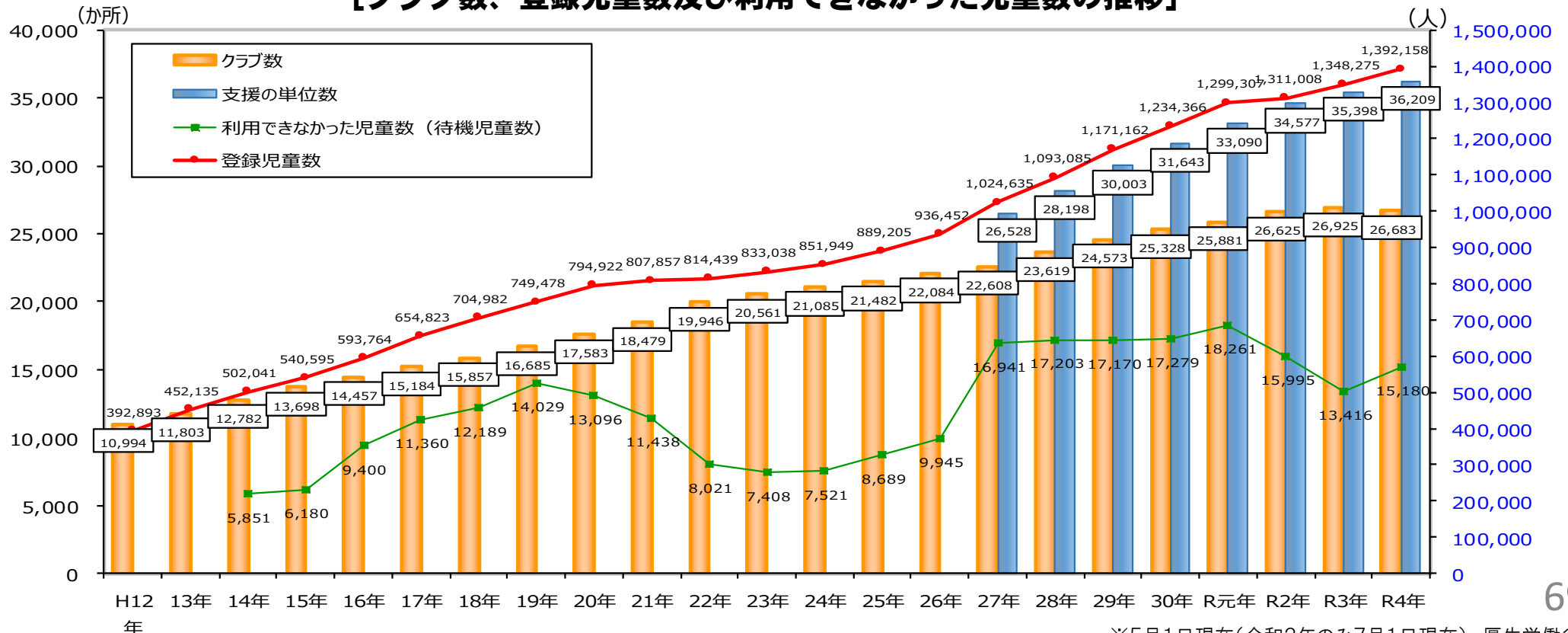
【現状】(令和4年5月現在)

- 登録児童数 1,392,158人
- 支援の単位数 36,209単位
- クラブ数 26,683か所
(参考：全国の小学校18,713校)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 15,180人

【今後の展開】

- 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、**2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)**の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- **放課後児童クラブ**について、**2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備**（約122万人⇒約152万人）
- **全ての小学校区**で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で**一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。**
- 両事業を新たに整備等する場合には、**学校施設を徹底的に活用**することとし、新たに開設する放課後児童クラブの**約80%を小学校内で実施**することを目指す。
- **子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。**

放課後児童クラブ関係予算のポイント

令和4年度予算額 1,065億円 → 令和5年度予算案 1,205億円

子ども・子育て支援交付金 令和4年度 981億円 → 令和5年度予算案 1,046億円
 子ども・子育て支援施設整備交付金 令和4年度 84億円 → 令和5年度予算案 159億円

施策の目的

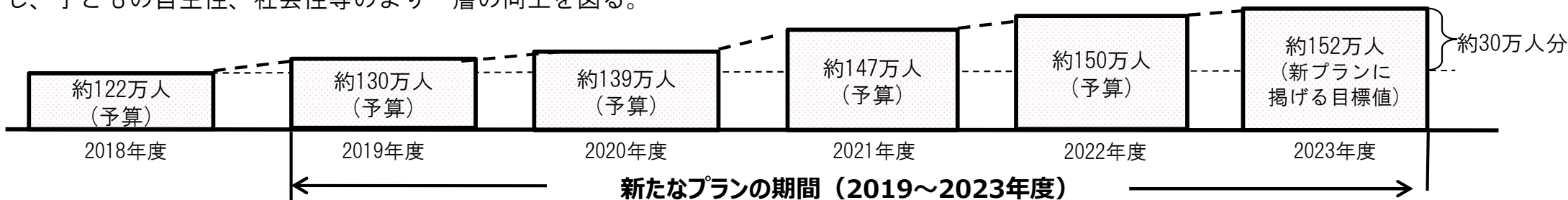
○ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。

○ 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる



新・放課後子ども総合プランについて

「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日策定）を踏まえ、放課後児童クラブについて、2023年度末までに計約30万人分（約122万人から約152万人）の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。



1. 運営費等（主な内容）

(1) 放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

(2) 放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

(3) 放課後児童クラブ支援事業

- ① 障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助
- ② 待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助
- ③ 放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

(4) 障害児受入強化推進事業等

(3)の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

(5) 放課後児童支援員の処遇改善

- ① 18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助
- ② 放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助
- ③ 収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

(6) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

2. 施設整備費（主な内容）

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

<国庫補助率高上げ（平成28年度からの継続）>

公立の場合：（嵩上げ前）国1／3、都道府県1／3、市町村1／3
→（嵩上げ後）国2／3、都道府県1／6、市町村1／6

民立の場合：（嵩上げ前）国2／9、都道府県2／9、市町村2／9、社会福祉法人等1／3
→（嵩上げ後）国1／2、都道府県1／8、市町村1／8、社会福祉法人等1／4

3. 研修関係（主な内容）

（1）放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

（2）放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

I 子どもの居場所の確保

（1）放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。【拡充】

※主に4年生以上を対象にしていたものを全学年に拡大

（2）小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

II 育成支援の内容の質の向上

（1）放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置（「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）

利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

（2）放課後児童クラブの人材確保支援（「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施）

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

5. 令和5年度予算案における運営費の主な拡充内容

① 放課後児童健全育成事業（運営費）（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

放課後児童支援員は、基礎資格＋研修受講という仕組みになっているところ、子ども・子育て支援交付金の算定上、この研修受講について、令和5年3月31日までに研修を修了することを予定している者まで含む経過措置を設けている。

本経過措置が終了することを踏まえ、卒業してすぐに就職する職員などに一定の猶予が必要なこと、急な退職時等の職員確保が難しいこと等を考慮し、研修受講については、「①研修計画を定めること、②採用から2年以内に研修修了を予定していること」という2つの要件を満たす場合は、研修を修了していない者も放課後児童支援員とみなすことができるものとする。

② 放課後児童クラブ運営支援事業（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

待機児童解消に向けた緊急対応として、学校敷地外の民家・アパート等を活用して事業を実施するための賃借料補助の対象に、プレハブの設置に係る経費（リース代）を加えることとする。

③ 放課後児童クラブ利用調整支援事業（子ども・子育て支援交付金）【新規】

待機児童が生じている又は生じる見込みのある市町村において、放課後児童クラブの利用ができなかった児童等に対して、他の放課後児童クラブや児童館等、放課後に利用可能な施設等の利用を斡旋するとともに、障害児の受入れに向けた調整を行うなど、待機児童解消への取組に係る経費を補助する事業を創設する。

6. 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援

(1) 児童虐待防止対策の強化について

新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランのポイント

(令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)

「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定する。

対象期間：令和5年度から令和8年度まで

＜児童相談所＞	令和4年度実績		目標	増員数
児童福祉司	5,780 人程度	→	6,850 人程度 (令和6年度)	令和5・6年度で + 1,060 人程度
児童心理司	2,350 人程度	→	3,300 人程度 (令和8年度)	令和5～8年度で + 950 人程度

(注) 令和4年改正児童福祉法によるこども家庭センターについて、令和6年度の発足に向け、必要な体制等について検討を行うとともに、令和5年中に設置目標を定める。

※ 令和4年改正児童福祉法による一時保護開始時の司法審査の令和7年度までの導入を含め、「児童虐待防止対策の更なる推進について」等を踏まえ、必要に応じ、本プランの見直しを検討する。

宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A (令和4年12月27日 厚生労働省子ども家庭局長通知) (概要)

1. 総論

(Q & Aの構成)

- 本Q & Aは、
 - ①宗教の信仰等に関連する児童虐待の事例
 - ②児童虐待対応や自立支援等に当たって留意すべき事項
 - ③関連する支援等を整理。

(基本的な考え方)

- **背景に宗教等（靈感その他の合理的に実証することが困難な方法により個人の不安をおおるものを含む。）の信仰があったとしても、保護者が児童虐待の定義に該当するものを行った場合には、児童の安全を確保するため、一時保護等の措置を含めた対応を講ずる必要がある。**
- **児童虐待への該当性を判断するに当たっては、Q&Aで示す例示を機械的に当てはめるのではなく、児童や保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断する必要がある。また、その際には児童の側に立って判断すべき。**

(保護者以外の者への対応)

- **児童虐待行為は、暴行罪、強制わいせつ罪、保護責任者遺棄罪等に当たり得るものであり、保護者以外の者が保護者にこれらを指示・唆したりする行為は、これらの罪の共同正犯、教唆犯、幫助犯が成立し得るため、躊躇なく警察に告発を相談すべき。**

宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A (令和4年12月27日 厚生労働省子ども家庭局長通知)

児童虐待への該当性を判断するに当たっては、Q & Aで示している以下の例示を機械的に当てはめるのではなく、子どもや保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断する必要があります。また、その際には子どもの側に立って判断すべきです。

身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宗教活動へ参加することを体罰により強制する ・ 宗教的行事に参加している中で、真面目に話を聞いていなかった等の理由で叩く、鞭で打つ ・ 長時間にわたり特定の動きや姿勢を強要する、深夜まで宗教活動等への参加を強制する（※心理的虐待、ネグレクト）
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 言葉や映像、資料により恐怖をあおる・脅す、無視する、嫌がらせする、児童本人の自由な意思決定を阻害する（※ネグレクト） ・ 言葉等により恐怖をあおる等により宗教の布教活動等を強制する ・ 合理的な理由なく、宗教等の教義を理由に高校への就学・進学を認めない（※ネグレクト） ・ 大学への進学、就学に関し、言葉でおどす等により禁止すること ・ 児童のアルバイト代、高校・大学等への進学のための奨学金等を取り上げ、本人の意思に反し、明らかに児童の生活等につながらない目的に消費する ・ 言葉による脅しや無視する等の拒否的な態度をとる等により進学や就職を制限
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育と称し、年齢に見合わない性的な表現を含んだ資料を見せる・口頭で伝える ・ 宗教団体の職員等に対して、自身の性に関する経験等を話すように強制する（※ネグレクト）
ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会通念上一般的であると認められる交友を一律に制限し、児童の社会性を損なうこと（※心理的虐待） ・ 宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込みにより、適切な住環境・衣服・食事等を提供しない、小・中学校への就学・登校・進学を困難とさせる ・ 医療機関を受診させない、医師が必要と判断した治療行為（輸血等）を行わせない ・ 適切な養育や教育機会の確保等を考慮せず、様々な学校行事等に参加することを制限する（※心理的虐待） ・ 奉仕活動や宣教活動等の活動（修練会、セミナー、聖地巡礼等）への参加のために養育を著しく怠る ・ 宗教団体等の施設内等において暴力行為等を受けていると知りながら、安全確保のための対応を怠る

宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A (令和4年12月27日 厚生労働省子ども家庭局長通知) (概要)

3. 虐待対応や自立支援に当たっての留意事項

- ・ **宗教等に関する児童虐待を受けている児童は、宗教等の教義の影響を強く受けている場合がある**ため、自らの状況を問題として認識し訴えることが難しい場合がある。置かれている状況を客観的にアセスメントし、児童本人や保護者に対して、児童虐待の定義に基づいて説明、指導を行うことが必要。
ただし、宗教等の教義に基づく児童への親の行為や考えについて指導によっても改善することが困難である場合も想定され、また、指導等を行ったことを契機として、保護者による児童虐待行為がエスカレートすることや、宗教団体等から家庭に対する働きかけが強まること等も懸念されることから、児童の安全の確保を最優先とし、必要な場合には躊躇なく一時保護等の対応を取ることが必要である。
- ・ 満18歳以上の者から相談があった場合には、自立援助ホームなどの利用について紹介を行い、本人の希望に基づいて入所などの対応を検討することが必要。また、自立援助ホーム等の利用を希望しない場合でも、**18歳以上であることのみをもって消極的な対応はしないことが必要**であり、本人の抱える課題を確認し、法テラス、福祉事務所等の関係機関・団体等への繋ぎなど必要な連絡調整等を実施することが必要である。
- ・ 個別事例が児童虐待に該当するかどうかという点を判断するに当たっては、児童の状況、保護者の状況、生活環境等の状況から総合的に判断すべきであるため、**一つひとつの行為が軽微である場合にも、児童虐待に該当する場合もある。**

宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A (令和4年12月27日 厚生労働省子ども家庭局長通知) (概要)

4. 想定される公的な支援策・相談窓口

(相談先が分からない場合)

⇒ **法テラス「靈感商法等対応ダイヤル」**

(金銭・法的トラブルを抱えている場合)

⇒ **弁護士会の子どもの人権に関する相談窓口**

(高校生等への修学支援)

⇒ **授業料支援(高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金)**

(大学等への進学支援)

⇒ **高等教育の修学支援新制度(授業料の減免措置、給付型奨学金)**

(生活困窮の場合)

⇒ **生活困窮者支援に関する相談窓口、一時生活支援事業、ハローワーク(就職支援)、地域若者サポートステーション**

(心のケアが必要な場合)

⇒ **精神保健福祉センターにおける電話相談、よりそいホットライン**

(学校における教育相談)

⇒ **スクールカウンセラーによるケア、スクールソーシャルワーカーによる関係機関の仲介、24時間子供SOSダイヤル**

※児童に対する相談支援等のために**児童相談所が助言を仰ぐことができる専門機関**について確認中

(2) ヤングケアラーの支援について

ヤングケアラーの支援に向けた令和5年度予算（案）の概要

令和5年度予算（案）

○ ヤングケアラー支援体制強化事業【拡充】

➢ ヤングケアラーの実態調査・支援研修の推進

- ・ 実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して財政支援を行う。

負担割合 国: 1/2 → 2/3

実施主体: 1/2 → 1/3

➢ ヤングケアラーの支援体制の構築（モデル事業の実施）

- ・ 地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制を構築するため、モデル事業として、地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置 / ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援 / ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援 等に財政支援を行う。

- ・ 外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等を行う自治体への財政支援を行う。

○ 市町村相談体制整備事業（ヤングケアラー支援事業）【拡充】

- ・ ヤングケアラーの情報の一元的な集計・把握及び支援につなげたヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップするための体制整備を行う自治体への財政支援を行う。

○ ヤングケアラーに関する社会的認知度の向上【継続】 ※児童虐待防止対策推進事業委託費に計上

- ・ 令和4年度から令和6年度までの3年間で「集中取組期間」として、中高生の認知度5割を目指し、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に向けた集中的な広報啓発を実施。

(3) 社会的養育の充実について

都道府県社会的養育推進計画の見直しについて

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書（令和4年2月10日）抜粋

- 社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とし、整備状況の一層の「見える化」を図る。これに伴い、里親数、施設数に加え、児童家庭支援センターや里親支援機関（フォスタリング機関）、自立支援の役割を担う機関、アドボカシーや権利擁護の体制などについても整備計画の作成を行う。
- また、この計画で整備された資源が子どもや保護者のニーズに適切に応えられていることが重要であり、整備された資源による効果や課題について、適切な指標を設けて都道府県等に対して実態把握・分析を促していくとともに、「見える化」を図ることにより国は確認していくことが必要である。
- このため、社会的養育推進計画の内容、効果や課題とその適切な指標の設定について、今後、速やかに検討を開始し、可能なものから実現を図ることとする。また、都道府県等において今回の制度見直しによる新たな仕組みが施行される時点からの社会的養育推進計画の策定に当たり、必要な準備期間を確保する必要がある。

社会的養育推進計画の見直しの方向性

<現行計画の課題>

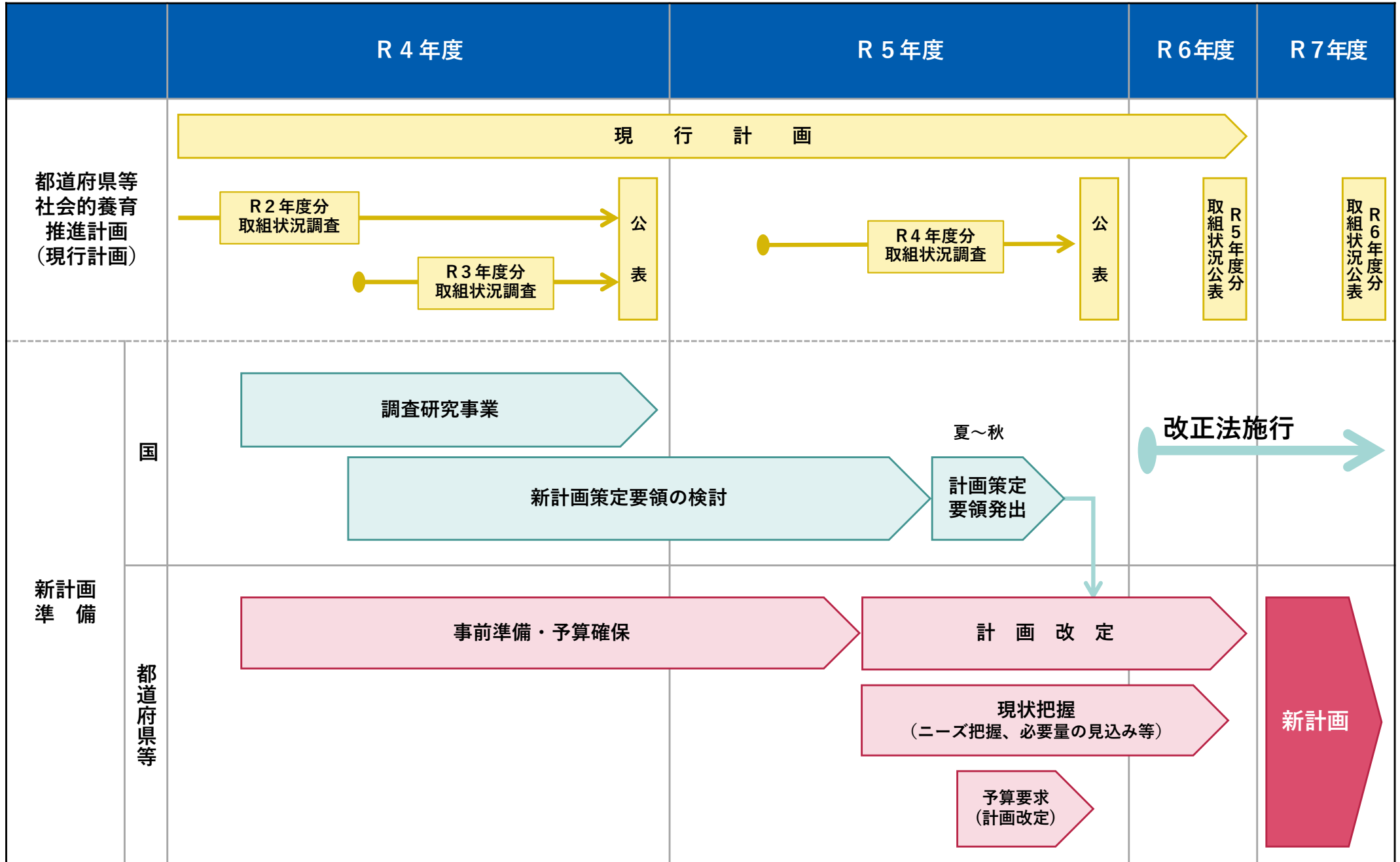
- 里親等委託の推進に向けた数値目標（75%等）は一部あるものの、里親や施設の数、各種機関等の整備目標は不明確。
- 取組を評価するための指標の設定が十分でない。

改定

<新計画>

- 里親等委託率だけでなく、里親や施設の数、児童家庭支援センターや里親支援機関（フォスタリング機関）、自立支援の役割を担う機関、アドボカシーや権利擁護の体制などについても整備目標を設定。
- 取組を評価し、PDCAサイクルを運用するための適切な指標を設定。

●都道府県社会的養育推進計画の改定スケジュールイメージ



里親委託・施設地域分散化等加速化プランについて

- 平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、都道府県等に対して、令和元年度末までに里親委託や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進に向けた「都道府県社会的養育推進計画」の策定（計画期間：令和2年4月～令和12年3月）を依頼。
- 令和2年8月には、各都道府県等から提出のあった計画について、里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等を「見える化」し、レーダーチャートにて取りまとめたうえで公表。
- 「見える化」した結果も踏まえつつ、各都道府県等に対して、**国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組や里親等委託率の目標値の引き上げ等について個別に助言等を実施。**
 - 令和2年10月～ 各都道府県等に対し、里親等委託の推進等に活用可能な予算等について説明（ブロック会議のオンライン実施）個別助言を行うに当たっての各都道府県等への事前調査を実施（計画の記載のみでは分からない内容を把握）先駆的な取組みを行っている自治体の好事例集の作成・公表、各都道府県への個別ヒアリング等を実施。
 - 令和3年1月～ 個別ヒアリングの実施結果を踏まえた数値目標・取組み等の最終把握、レーダーチャートの修正・公表
- 都道府県等の取組を強力に支援し、計画の加速化を促すため、令和6年度末（※）までの期間を「**集中取組期間**」として位置付け、毎年度、「**里親委託・施設地域分散化等加速化プラン**」の提出を求める。
 - （※）計画の中間年、かつ、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満の里親等委託率の数値目標を概ね5年以内に75%以上と掲げている。
 - （※）プランの計画値と実績値に大幅な乖離が生じている場合、毎年度の提出時に併せて、要因分析させるとともに、対処方法を求める。
- プランに基づく都道府県等の取組を促進するため、
 - i フォスタリング事業の拡充や、用地確保に向けた施設整備費等の加算の創設など、**補助メニューの拡充等**を図るとともに、
 - ii **集中取組期間における補助率の嵩上げ（1/2⇒2/3）**を実施することにより、自治体ごとの財政面での課題や用地確保等の課題等に対応し、**意欲のある自治体の取組を強力に後押しする。**

里親委託加速化プランに基づく財政支援の採択について（概要）

- 令和3年度に里親委託加速化プランを集計した結果、74自治体（都道府県・指定都市・児童相談所設置市）中、**39自治体を財政支援の対象として採択**した。
- 令和4年度にプランの見直しを行った自治体を集計した結果、**2自治体を追加で採択を行い、計41自治体が採択となった**。
- 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率の見込みについて、
 - ①75%以上の自治体が**19自治体**（15自治体）、②令和元年度末実績と比較して3倍以上増加した自治体が**22自治体**（20自治体）となっている。

(※) () 内は令和3年度採択自治体数

採択の可否	自治体名		令和元年度末（実績）			令和2年度末（実績）			令和3年度末（見込）			令和6年度末（見込）		
			代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率
●	1	北海道	71人	51人	71.8%	88人	46人	52.3%	74人	51人	68.9%	72人	61人	84.7%
	2	青森県	30人	7人	23.3%	35人	7人	20.0%	28人	8人	28.6%	26人	10人	38.5%
●	3	岩手県	39人	6人	15.4%	29人	7人	24.1%	32人	10人	31.3%	44人	21人	47.7%
●	4	宮城県	14人	0人	0.0%	15人	4人	26.7%	26人	8人	30.8%	26人	10人	38.5%
●	5	秋田県	19人	3人	15.8%	17人	3人	17.6%	20人	7人	35.0%	19人	11人	57.9%
●	6	山形県	17人	6人	35.3%	21人	2人	9.5%	22人	6人	27.3%	21人	16人	76.2%
●	7	福島県	39人	27人	69.2%	34人	23人	67.6%	37人	26人	70.3%	38人	29人	76.3%
●	8	茨城県	74人	12人	16.2%	65人	6人	9.2%	64人	15人	23.4%	60人	44人	73.3%
●	9	栃木県	76人	14人	18.4%	78人	13人	16.7%	82人	25人	30.5%	81人	43人	53.1%
	10	群馬県	64人	19人	29.7%	61人	23人	37.7%	75人	20人	26.7%	77人	26人	33.8%
	11	埼玉県	179人	33人	18.4%	206人	34人	16.5%	203人	53人	26.1%	199人	72人	36.2%
	12	千葉県	106人	35人	33.0%	115人	48人	41.7%	116人	52人	44.8%	114人	65人	57.0%
	13	東京都	431人	65人	15.1%	374人	66人	17.6%	-	-	-	490人	69人	14.1%
●	14	神奈川県	89人	11人	12.4%	78人	20人	25.6%	108人	30人	27.8%	106人	37人	34.9%
	15	新潟県	29人	8人	27.6%	27人	9人	33.3%	22人	6人	27.3%	22人	9人	40.9%
●	16	富山県	14人	0人	0.0%	11人	4人	36.4%	13人	3人	23.1%	13人	6人	46.2%
	17	石川県	22人	5人	22.7%	24人	2人	8.3%	20人	6人	30.0%	18人	8人	44.4%
●	18	福井県	10人	1人	10.0%	23人	1人	4.3%	10人	1人	10.0%	12人	4人	33.3%
●	19	山梨県	34人	17人	50.0%	31人	16人	51.6%	44人	24人	54.5%	46人	35人	76.1%
●	20	長野県	69人	21人	30.4%	48人	20人	41.7%	65人	27人	41.5%	59人	45人	76.3%
●	21	岐阜県	52人	20人	38.5%	46人	15人	32.6%	55人	21人	38.2%	54人	41人	75.9%
	22	静岡県	48人	17人	35.4%	53人	17人	32.1%	43人	14人	32.6%	40人	18人	45.0%
	23	愛知県	106人	29人	27.4%	94人	24人	25.5%	154人	-	-	158人	45人	28.5%
	24	三重県	53人	15人	28.3%	41人	9人	22.0%	46人	13人	28.3%	64人	31人	48.4%
	25	滋賀県	22人	10人	45.5%	21人	3人	14.3%	23人	9人	39.1%	23人	12人	52.5%
	26	京都府	22人	3人	13.6%	20人	4人	20.0%	30人	4人	13.3%	30人	7人	23.3%
	27	大阪府	132人	30人	22.7%	134人	27人	20.1%	166人	-	-	165人	-	47.0%
	28	兵庫県	98人	18人	18.4%	100人	18人	18.0%	104人	25人	24.0%	104人	39人	37.5%
	29	奈良県	28人	5人	17.9%	26人	3人	11.5%	34人	6人	17.6%	33人	9人	27.3%
●	30	和歌山県	28人	3人	10.7%	20人	1人	5.0%	36人	7人	19.4%	35人	12人	34.3%
●	31	鳥取県	22人	1人	4.5%	27人	0人	0.0%	38人	2人	5.3%	36人	5人	13.9%

採択 の 可否	自治体名	令和元年度末（実績）			令和2年度末（実績）			令和3年度末（見込）			令和6年度末（見込）		
		代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率	代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率	代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率	代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率
	32 島根県	25人	8人	32.0%	23人	5人	21.7%	23人	6人	24.8%	25人	9人	36.0%
●	33 岡山県	40人	14人	35.0%	30人	8人	26.7%	74人	39人	52.7%	70人	53人	75.7%
	34 広島県	56人	7人	12.6%	59人	16人	27.1%	55人	11人	20.0%	56人	16人	28.6%
●	35 山口県	31人	2人	6.5%	31人	5人	16.1%	30人	8人	26.7%	29人	10人	34.5%
	36 徳島県	24人	9人	37.5%	22人	8人	36.4%	30人	11人	36.7%	30人	18人	60.0%
	37 香川県	23人	6人	26.1%	25人	10人	40.0%	27人	11人	40.7%	25人	13人	52.0%
●	38 愛媛県	39人	5人	12.8%	36人	11人	30.6%	50人	16人	32.0%	50人	24人	48.0%
●	39 高知県	28人	1人	3.6%	20人	2人	10.0%	37人	9人	24.3%	51人	21人	41.2%
●	40 福岡県	86人	13人	15.1%	79人	11人	13.9%	67人	21人	31.3%	63人	33人	52.4%
●	41 佐賀県	35人	18人	51.4%	26人	11人	42.3%	28人	16人	57.1%	28人	21人	75.0%
	42 長崎県	28人	9人	32.1%	26人	4人	15.4%	29人	12人	41.4%	29人	18人	62.1%
●	43 熊本県	20人	0人	0.0%	21人	2人	9.5%	29人	4人	13.8%	28人	13人	46.4%
●	44 大分県	35人	19人	54.3%	28人	13人	46.4%	33人	21人	63.6%	33人	25人	75.8%
●	45 宮崎県	38人	1人	2.6%	32人	2人	6.3%	35人	9人	25.7%	34人	13人	38.2%
	46 鹿児島県	68人	16人	23.5%	63人	9人	14.3%	59人	15人	25.4%	58人	23人	39.7%
	47 沖縄県	43人	26人	60.5%	42人	29人	69.0%	48人	26人	54.2%	47人	27人	57.4%
●	48 札幌市	60人	23人	38.3%	55人	28人	50.9%	57人	30人	52.6%	58人	44人	75.9%
	49 仙台市	23人	4人	17.4%	25人	8人	32.0%	35人	9人	25.7%	36人	14人	38.9%
	50 さいたま市	32人	7人	21.9%	26人	5人	19.2%	36人	15人	41.7%	36人	27人	75.0%
	51 千葉市	13人	4人	30.8%	19人	6人	31.6%	19人	6人	31.6%	18人	10人	55.6%
	52 横浜市	86人	18人	20.9%	77人	21人	27.3%	122人	32人	26.2%	130人	43人	33.1%
●	53 川崎市	38人	9人	23.7%	36人	14人	38.9%	51人	31人	60.8%	52人	39人	75.0%
●	54 相模原市	26人	8人	30.8%	18人	6人	33.3%	26人	11人	42.3%	24人	18人	75.0%
●	55 新潟市	16人	11人	68.8%	16人	11人	68.8%	13人	8人	61.5%	12人	9人	75.0%
	56 静岡市	16人	9人	56.3%	16人	8人	50.0%	16人	8人	50.0%	15人	8人	53.3%
●	57 浜松市	19人	12人	63.2%	14人	11人	78.6%	15人	12人	80.0%	18人	15人	83.3%
●	58 名古屋市	93人	16人	17.2%	77人	23人	29.9%	97人	31人	32.0%	100人	45人	45.0%
●	59 京都市	38人	8人	21.1%	31人	9人	29.0%	36人	15人	41.7%	35人	26人	74.3%
●	60 大阪市	159人	8人	5.0%	144人	12人	8.3%	188人	16人	8.5%	188人	48人	25.5%
	61 堺市	33人	11人	33.3%	25人	7人	28.0%	51人	0人	0.0%	51人	16人	31.4%
●	62 神戸市	47人	7人	14.9%	67人	11人	16.4%	49人	6人	12.2%	51人	19人	37.3%
●	63 岡山市	40人	14人	35.0%	30人	8人	26.7%	74人	39人	52.7%	70人	53人	75.7%
	64 広島市	56人	7人	12.6%	59人	16人	27.1%	55人	11人	20.0%	56人	16人	29.0%
	65 北九州市	44人	10人	22.7%	32人	6人	18.8%	35人	9人	25.7%	44人	17人	38.6%
●	66 福岡市	24人	16人	66.7%	21人	15人	71.4%	38人	25人	65.8%	35人	27人	77.1%
●	67 熊本市	20人	0人	0.0%	21人	2人	9.5%	29人	4人	13.8%	28人	13人	46.4%
	68 横須賀市	9人	1人	11.1%	4人	0人	0.0%	11人	0人	0.0%	14人	1人	7.1%
	69 金沢市	22人	5人	22.7%	24人	2人	8.3%	20人	6人	30.0%	18人	8人	44.4%
●	70 明石市	3人	1人	33.3%	3人	2人	66.7%	6人	3人	50.0%	7人	6人	85.7%
●	71 世田谷区	-	-	-	12人	4人	33.3%	19人	10人	52.6%	26人	20人	76.9%
●	72 江戸川区	24人	3人	12.5%	25人	1人	4.0%	28人	5人	17.9%	30人	12人	40.0%
	73 荒川区	0人	0人	0.0%	11人	0人	0.0%	12人	1人	8.3%	15人	3人	20.0%
●	74 港区	-	-	-	4人	1人	25.0%	2人	1人	50.0%	4人	3人	75.0%

＜児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）＞
令和5年度当初予算案：208億円の内数（202億円の内数）

1 事業の目的

- 里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する経費を補助する。

2 事業の概要・スキーム

＜里親養育包括支援促進事業（仮称）（新規）＞

（1）フォスタリング機関（総合型（仮称））への包括的なメニューの創設

- ・里親支援に当たり、①里親の開拓、②研修等による育成、③子どもと里親のマッチング、④委託後の支援をすべて実施するフォスタリング機関に対する包括的な補助メニューを創設するとともに、自治体やフォスタリング機関の実態に応じた柔軟な事業の実施と予算配分（※）を可能とする。

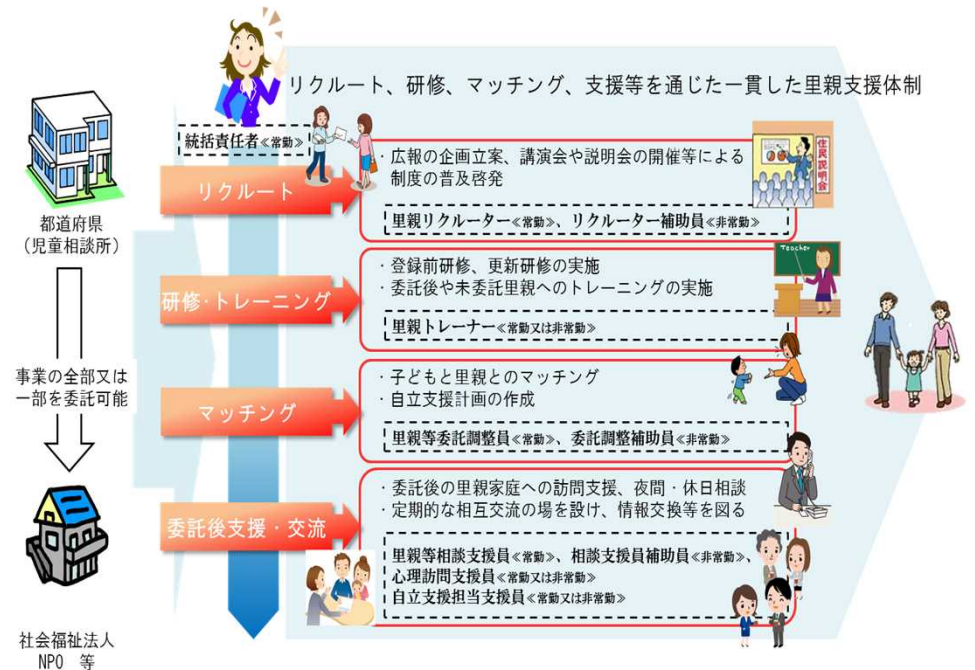
→ 1か所当たり：28,551千円

（※）上記①～④の事業間の入り繰りを可能とする。

（2）開設準備経費への補助の創設

- ・フォスタリング機関（総合型（仮称））を開設する場合、開設準備経費（準備期間の人件費のほか、備品（机、椅子、パソコン）や、外部から助言（コンサルタント）を受けるために必要な費用その他の必要な経費）を補助する。

→ 1か所当たり：8,000千円



3 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市（設置予定市区を含む。）

【補助率】国：1/2（又は2/3）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2（又は1/3）

※里親等委託推進提案型事業、里親養育包括支援促進事業（仮称） 国：3/4、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/4

3 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市（設置予定市区を含む。）

【補助率】①～⑨の事業 国：1/2（又は2/3）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2（又は1/3）

⑩、⑪の事業 国：3/4、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/4

【補助基準額】

①統括責任者加算	1か所当たり	5,811千円	⑥里親訪問等支援事業	1か所当たり	9,812千円
②市町村連携加算	1か所当たり	5,700千円	里親等委託児童数		
③里親制度等普及促進・里親リクルート事業			20人以上40人未満	1か所当たり	2,397千円加算
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	1,968千円	40人以上60人未満	1か所当たり	4,399千円加算
委託して実施する場合	1か所当たり	1,312千円	60人以上80人未満	1か所当たり	7,949千円加算
里親リクルーター配置加算	1か所当たり	5,688千円加算	80人以上	1か所当たり	10,725千円加算
新規里親登録件数			心理訪問支援員配置加算（常勤）	1か所当たり	5,053千円加算
15件以上25件未満	1か所当たり	1,341千円加算	心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1か所当たり	1,552千円加算
25件以上35件未満	1か所当たり	1,908千円加算	里親家庭養育協力支援	1日当たり	4,860円
35件以上	1か所当たり	2,474千円加算	養育児童預かり支援		
④里親研修・トレーニング等事業			受入準備経費	1か所当たり	8,000千円
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	7,782千円	一時預かり（宿泊を伴うもの）	1日当たり	13,980千円
委託して実施する場合	1か所当たり	5,188千円	一時預かり（宿泊を伴わないもの）	1日当たり	5,500千円
里親トレーナー配置加算（常勤）	1か所当たり	5,386千円加算	⑦里親等委託児童自立支援事業		
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1か所当たり	2,604千円加算	アフターケア対象者10人以上かつ		
研修受講促進費	1人当たり	39千円	支援回数120回以上の場合	1か所当たり	3,987千円
⑤里親委託推進等事業	1か所当たり	6,428千円	アフターケア対象者20人以上かつ		
新規里親委託件数			支援回数240回以上の場合	1か所当たり	7,898千円
15件以上30件未満	1か所当たり	1,161千円加算	⑧共働き家庭里親委託促進事業	1自治体当たり	3,749千円
30件以上45件未満	1か所当たり	2,928千円加算	⑨障害児里親等委託推進モデル事業	1か所当たり	2,200千円
45件以上	1か所当たり	4,004千円加算	⑩里親等委託推進提案型事業	1自治体当たり	10,000千円
			⑪里親養育包括支援促進事業（仮称）		
			包括支援（総合型）を実施する場合	1か所当たり	28,551千円<<新規>>
			開設準備経費	1か所当たり	8,000千円<<新規>>

令和6年度末までの「集中取組期間」において、以下の要件のいずれも満たす場合に補助率を高上げ（1/2 ⇒ 2/3）

- (1) 「3歳未満児の里親等委託率」及び「新規登録里親数」のいずれもが対前年度比で増加見込みであること
- (2) 里親委託・施設地域分散化等加速化プランを策定し、当該プランにおける計画値が以下の要件のいずれかに合致していること
 - i 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上を目指す自治体
 - ii 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して3倍以上の増加を目指す自治体
- (3) 加速化プランにおける里親のなり手を増やすための方策として、以下の項目について、事後的に取組状況を検証可能とする具体的な取組内容を策定していること
 - i フォスタリング体制の構築
 - ii 里親リクルート
 - iii 研修・トレーニング
 - iv マッチング
 - v 委託後の相談支援

1 事業の目的

- 質の高い里親養育を実現するため、児童相談所のみならず、NPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。
 - このような支援体制の構築に向けて、児童相談所やNPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムを開催し、フォスタリング業務の担い手の掘りおこし、育成及び確保を進める。
- ※ 現行の里親養育包括支援（フォスタリング）機関職員研修事業は、本事業の創設により廃止する。

2 事業の概要・スキーム

- (1) 里親養育包括支援（フォスタリング）機関職員（職員候補の者を含む）研修の実施
研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。
- (2) 全国フォーラムの開催
里親養育包括支援（フォスタリング）機関の担い手の掘りおこし、育成及び確保を目的として、フォスタリング機関や自治体、里親会等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。

3 実施主体等

- 【実施主体】 民間団体（公募により決定）
- 【補助額】 55,202千円
- 【補助率】 定額（10/10相当）
- ※ 別途、里親養育包括支援（フォスタリング）事業により、研修参加費用（旅費、代替職員雇上費）を補助。

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）>
令和5年度当初予算案：208億円の内数（202億円の内数）

1 事業の目的

平成28年児童福祉法改正により、児童養護施設等における「高機能化」及び「多機能化」の取組を進めているところであるが、令和3年度社会的養育専門委員会報告書における指摘を踏まえて、その取組を更に強力に推進するため、**先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を図る。**

あわせて、本年6月に成立した改正児童福祉法にて親子関係形成支援事業等の地域の家庭を支援するための取組が新設されること、新設事業を含めた地域の家庭や里親等を支援する担い手として、児童養護施設等の多様な取組の実践を支援する。

（※）令和3年度社会的養育専門委員会報告書（抄）

- 施設は地域の社会的養護の中核拠点として活動していくことが期待される。そうした観点から、多くの機能を果たし、多くの支援の資源を地域に提供することができるよう、
 - ・ 市区町村により展開される、家庭・養育環境を支援する事業
 - ・ 社会的養育を推進する事業（親子再統合支援、支援を必要とする妊産婦支援等）
 を施設が請け負う事が可能となるように、人員配置の弾力的運用等を図ることとする必要がある。
 - 児童福祉施設（※）と自立援助ホームについて、それぞれの機能と果たす役割、これに伴う人員配置基準等の在り方、そしてそれらを支える措置費の在り方について、ケアニーズに応じた支援が適切に成されるよう、調査研究を行うなど速やかに検討を開始し、十分な議論を経て得られたより良いものについて早期に実現を図ることとする
- ※ 例えば、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設など

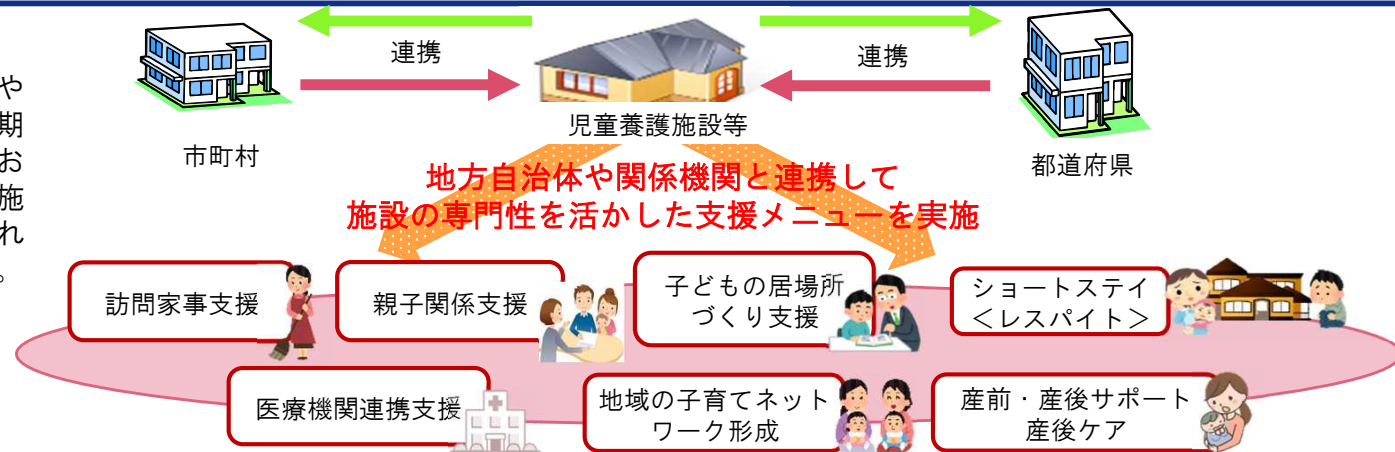
2 事業の概要・スキーム

○事業の概要

- ・ 改正児童福祉法により新設される親子関係形成支援やショートステイ事業など、児童養護施設等の実施が期待される国庫補助事業だけではなく、地方自治体における多様な取組や先駆的な事例を実施する児童養護施設等を募集し、モデルとして支援するとともに、これらの効果的な取組を全国の自治体等に横展開を図る。

○対象施設

- ・ 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（特別区を含む）

（※）母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村とする。

【補助基準額】 1自治体あたり：20,000千円

【補助率】 国：10/10（※）

（※）本事業が次年度以降も継続される場合、事業実施2年目の自治体は、補助率の逡減を行う予定。

(4) ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進について

ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業【平成26年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算（案）：162億円の内数（160億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地方自治体の相談窓口にて、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくりを支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

（1）就業支援専門員配置等事業【1か所あたり年額5,000千円】

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たることで、
①地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。

（2）集中相談事業【1か所あたり年額3,100千円】

児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口にて配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

（3）相談支援体制強化事業（R4～）

ア 弁護士・臨床心理士等による相談対応支援【1か所あたり年額2,172千円】

母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助を行う。

イ 補助職員配置支援【1か所あたり年額4,366千円】

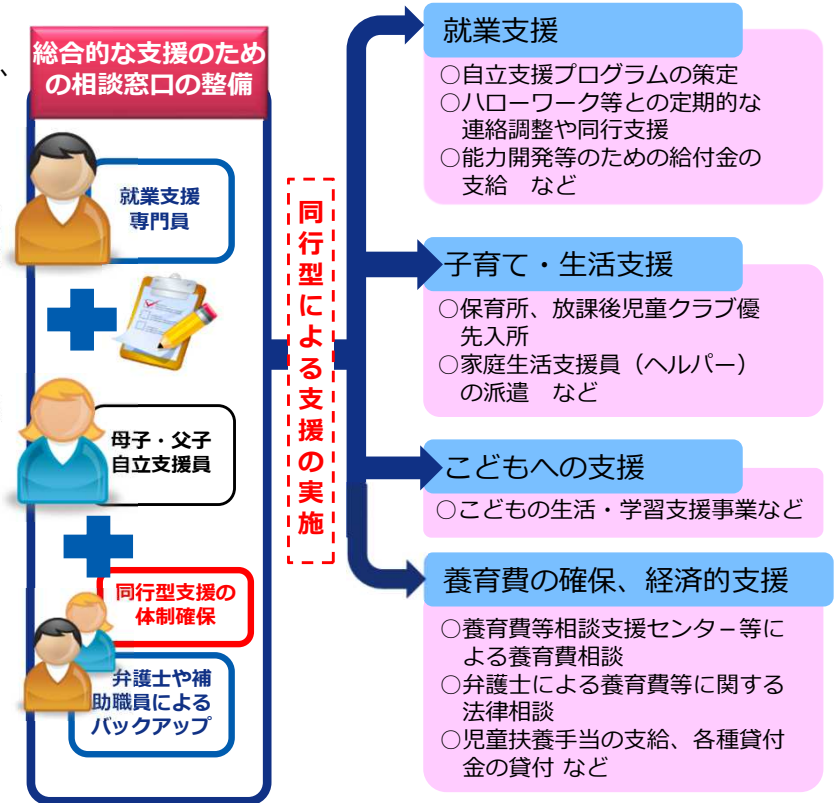
母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

ウ 夜間・休日対応支援【1か所あたり年額1,580千円】 ※土日対応を行う場合

ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

新 エ 同行型支援（新規）【1か所あたり年額4,672千円】

ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・一般市等

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【事業実績】

就業支援専門員の配置状況等	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
配置人数	22名	36名	52名	61名	74名	93名	98名
相談対応件数（延べ数）	4,580件	8,456件	12,553件	19,091件	26,169件	27,959件	37,268件

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算（案）：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

<対象者>

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
- ※ 令和5年度末まで、訓練期間の緩和措置（1年以上→6月以上）を延長。

<対象資格・訓練>

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格等
- ※ 令和5年度末まで、対象資格の拡大措置（6月以上の訓練を通常必要とする民間資格）を延長。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【実施自治体数】

【補助率】 国3／4、都道府県等1／4

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和2年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	60か所 (100.0%)	739か所 (94.7%)	866か所 (95.5%)

【支給対象期間】 修業する期間（上限4年）

【支給額】

月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）
修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

（注）（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。
※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

【令和2年度総支給件数】 6,903件（全ての修学年次を合計）

【令和2年度資格取得者数】 2,701人（看護師 1,114人、准看護師 954人、保育士 170人、美容師 107人など）

【令和2年度就職者数】 2,088人（看護師 998人、准看護師 573人、保育士 144人、美容師 91人など）

母子家庭等就業・自立支援事業【平成15年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算（案）：162億円の内数（160億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。
- ひとり親家庭に対し、PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る「**就業環境整備支援事業**」を創設。
- 一般市事業についても専門的な支援が行われるよう、**心理カウンセラー配置加算の適用など補助単価の拡充**を図る。

2 事業の概要・スキーム

（1）母子家庭等就業・自立支援センター事業

就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等
- 【1か所あたり最大9,430千円】

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催
- 【1か所あたり最大14,248千円】

在宅就業推進事業（H20～）

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等
- 【1か所あたり最大11,000千円】

相談関係職員研修支援事業（H26～）

- ・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等
- 【1か所あたり2,802千円】

就業情報提供事業

- ・求人情報の提供 ・電子メール相談等
- 【1か所あたり2,809千円】

養育費等支援事業

- ・生活支援の実施 ・養育費相談の実施等
- 【1か所あたり最大25,368千円】

親子交流（面会交流）支援事業

- ・親子交流（面会交流）援助の実施等
- 【1か所あたり最大3,996千円】

心理カウンセラー等配置（R3～）

- ・心理担当職員の配置
- 【1か所あたり3,000千円】

新 就業環境整備支援事業【新規】

- ・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る
- 【1か所あたり2,880千円】

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業（H26～）

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等
- 【1か所あたり2,300千円】

拡（2）一般市等就業・自立支援事業【拡充】

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援メニューの中から、地域の実情に応じ実施【1か所あたり最大20,634千円】
- **心理カウンセラー配置する場合** 【1市町村あたり3,000千円】
- **在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る場合** 【1市町村あたり2,880千円】

3 実施主体等

- 【実施主体】（1）都道府県・指定都市・中核市
（2）一般市・特別区・福祉事務所設置町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【相談実績】令和2年度就業相談件数（延べ数）90,273件

【母子家庭等就業・自立支援センター設置状況】

	都道府県	指定都市	中核市	合計
令和2年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	51か所 (85.0%)	118か所 (92.9%)

令和5年度当初予算(案) 14.2億円(13.6億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 収入が減少するなど家計が急変し大きな困難が生じている者に対して、生活資金を貸付け、ひとり親家庭の生活の安定を図る。

2 事業の概要・スキーム

- 現状の12種類の資金(①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪修学支度資金、⑫結婚資金)のうち、**生活資金を拡充**する。

生活資金の対象者(現状)

知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者、失業中の者

拡充

家計が急変した者

家計急変者への貸付(拡充内容)

- 【貸付内容】 収入が減少するなど家計が急変し大きな困難が生じている者に対して、生活資金の貸付を行う。
- 【貸付対象】 母子家庭の母、父子家庭の父 ※ただし、児童扶養手当を受給している場合は、対象外
- 【貸付要件】 家計が急変し、児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者
(直近の月収を12倍した金額が365万円以下(扶養児童1人の場合※)の者)
※扶養児童1人増えるごとに47.5万円を加える
- 【貸付限度額】 児童扶養手当に準拠した額
- 【貸付期間】 原則3月以内(最長1年まで延長可)
- 【据置期間】 貸付期間終了後、6ヶ月間
- 【償還期限】 10年以内
- 【保証人・利率】 保証人有：無利子、保証人無：年1.0%

※政令改正予定

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市 【貸付額】 厚生労働大臣が認めた額 【補助率】 国 2/3

こどもの生活・学習支援事業

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算（案）：162億円の内数（160億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭のこどもの生活の向上を図る。

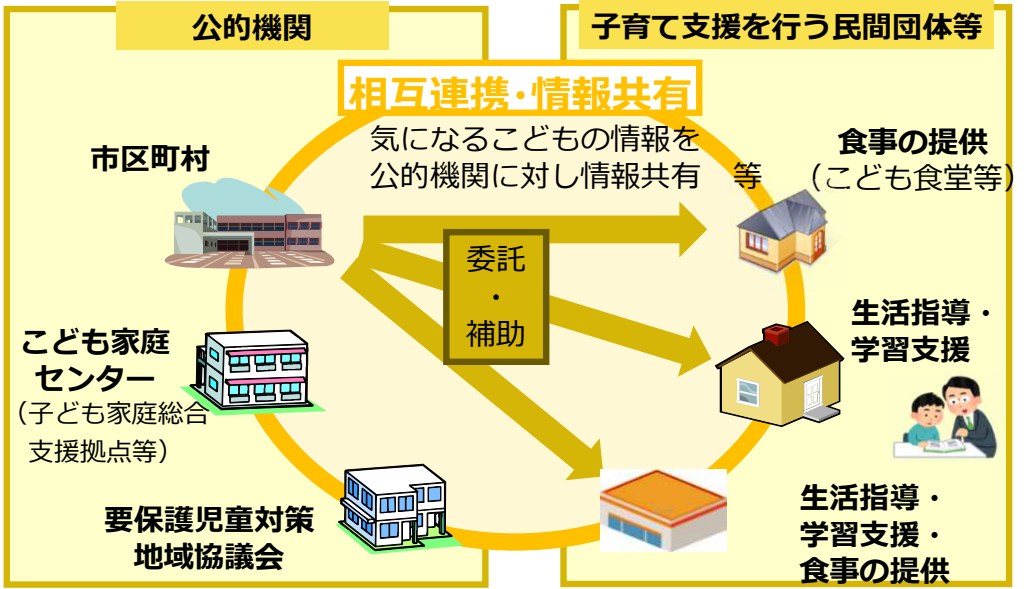
※ こども家庭庁の発足を踏まえ、こども食堂等への補助事業である「地域子供の未来応援交付金」（内閣府）を本事業に統合。

2 事業の概要・スキーム

- 地域の実情に応じて、以下の①から③の支援を組み合わせて実施する。
 - ① 基本的な生活習慣の取得支援や生活指導
 - ② 学習習慣の定着等の学習支援
 - ③ 食事の提供
- 地域における支援体制を確立するため、関係機関の連携体制の整備を地域の実情に応じて実施する。

【拡充内容】

- (1) 食事の提供にかかる費用を新たに補助する。
※③のみの実施も可能とするが、こども食堂等が適切に市区町村（こども家庭センターや要対協等）と連携することを要件とする。
- (2) 関係機関の連携体制の整備にかかる費用を補助する。
- (3) 「地域子供の未来応援交付金」からのスムーズな移行を進めるための自治体負担の激変緩和措置及びこれまで市区町村と連携が図られていなかった事業者が自治体と連携して事業を行えるよう、通常より高い国庫補助率を特例的に設定する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村
 【補助率】 国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2（上記2(3)の場合の特例：国 2/3、都道府県・指定都市・中核市 1/3）
 国 1/2、都道府県 1/4、市区町村 1/4（上記2(3)の場合の特例：国 2/3、都道府県 1/6、市区町村 1/6）

【補助単価】

○生活指導・学習支援

(1) 事務費	1事業所当たり	2,746千円
(2) 事業費（集合型）	1事業所当たり	4,898千円（週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる）
(3) 事業費（アウトリーチ型）	1回の訪問が1日の場合	10,420円/回（半日以内の場合 6,700円）
(4) 実施準備経費	1事業所当たり	① 改修費等 4,000千円 ② 礼金及び賃借料（実施前月分） 600千円

○食事の提供

1事業所当たり 3,500千円

○連携体制整備

1実施主体当たり 453千円

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（議員立法）のポイント

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和6年4月1日施行）

■ 目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒ 施策の実施内容

■ 支援調整会議（自治体）

⇒ 関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒ 官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則 (主な規定)

第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分 (主な罰則)

第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分 (主な規定)

第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 収容

廃止

第4章 保護更生 (主な規定)

第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

存続

令和5年度当初予算（案） 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（22億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 婦人保護事業の担い手となる婦人相談員の手当を支給することで必要な人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することで、専門性の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 婦人相談員の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給することで、必要な人材を確保し、適切な支援を提供することを目的とする。
- さらに、婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

【拡充内容】

- 一定の経験を有し、特定の研修を受講した者を**統括婦人相談員又は主任婦人相談員として配置した場合の処遇改善**を実施。

3 実施主体等

<実施主体>

都道府県・市

<補助率>

国5/10（都道府県・市5/10）

<補助単価>

1. 婦人相談員手当等

(1) 婦人相談員手当

- ア 基本額 研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円
- イ 経験年数加算（R4～）
 - i 経験年数3～9年の者 研修修了者：月額 4,500円 ×（経験年数-2年）
研修未修了者：月額 3,500円 ×（経験年数-2年）
 - ii 経験年数10年以上の者 研修修了者：月額 45,000円
研修未修了者：月額 35,000円
- ウ 期末手当（R4～） 研修修了者：年額 504,130円
研修未修了者：年額 392,440円

(2) 統括婦人相談員加算 月額 40,000円【新規】

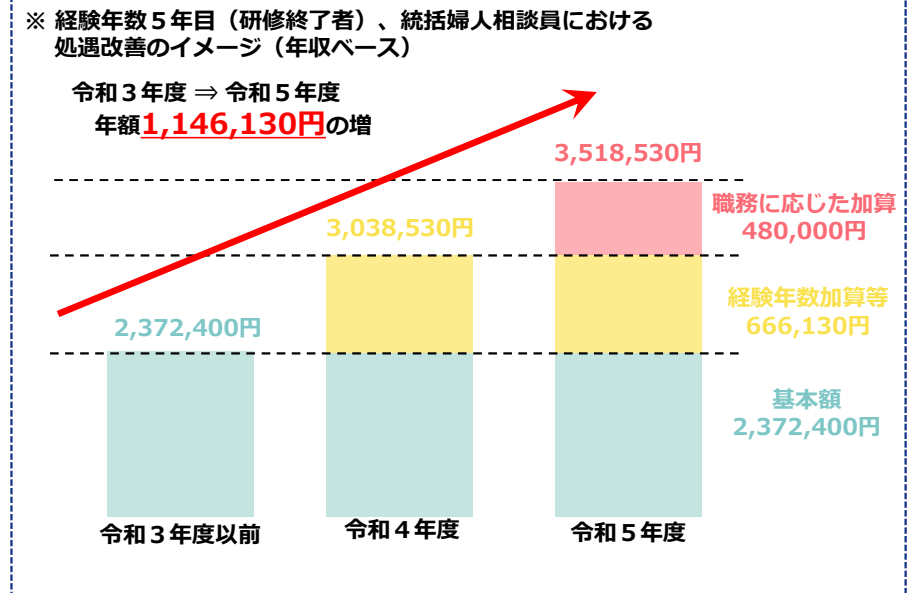
(3) 主任婦人相談員加算 月額 5,000円【新規】

2. 婦人相談員活動費

- ア 都道府県 婦人相談員の数 × 58,000円
- イ 市 婦人相談員の数 × 49,000円
- ウ 研修旅費 1人あたり年額 46,360円
- エ 代替職員 1自治体あたり年額 238,080円

3. 相談員配置実績等（令和2年度）

相談員数：1,533人
相談対応件数：延べ407,942件（実163,393件）



令和5年度当初予算（案） 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（一） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和4年5月19日成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための体制整備を図ること等を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 都道府県基本計画等の策定支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、都道府県基本計画等の策定に必要な費用（人件費、調査費、会議費等）の一部を補助する。

(2) 婦人相談員等専門職採用活動支援事業

困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための人材や専門性の確保（セミナー、インターンシップの受入れ、採用予定者に対する研修等）に必要な費用（人件費、旅費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等）の一部を補助する。

(3) ICT導入支援事業

ICTを活用した支援及び支援に関する記録等の情報管理や、自治体と民間の支援団体が連携するためのシステム構築等に必要な費用の一部を補助する。

(4) その他婦人保護施設等への支援

① 生活向上のための環境改善事業

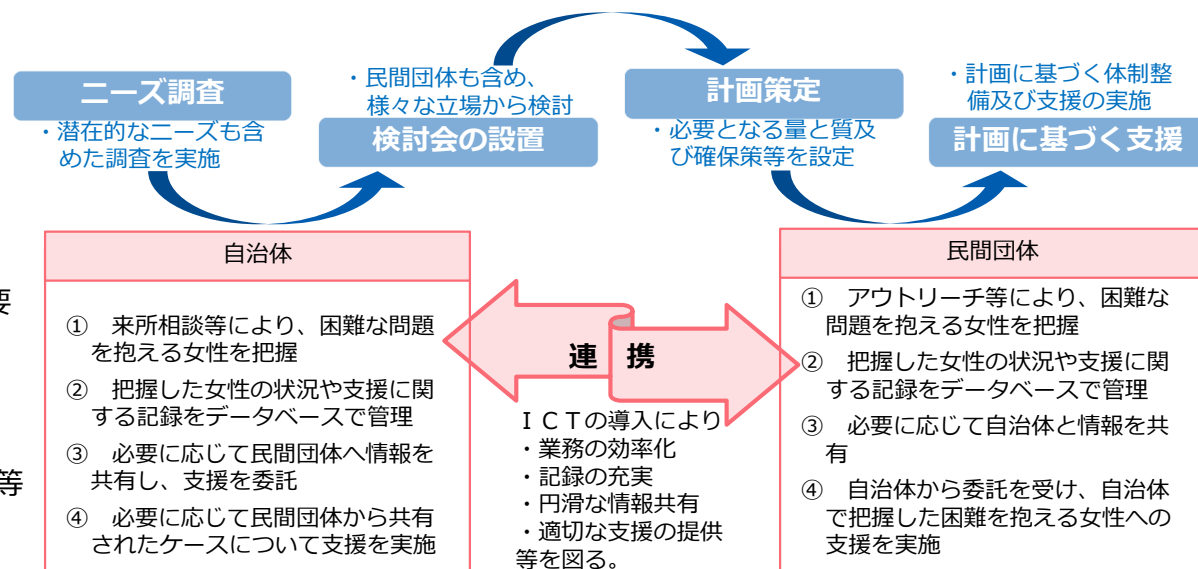
婦人保護施設、婦人相談所及び婦人相談所一時保護所の入所者等の生活向上を図るための改修等に必要な費用の一部を補助する。

② 身元保証人確保対策事業

婦人保護施設等に入所中・退所した者等が就職する際等に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約に必要な費用の一部を補助する。

③ 職員の資質向上のための研修事業

職員の資質向上や研修指導者の養成を図るため、施設種別・職種別に行われる研修への参加に必要な費用の一部を補助する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・市町村 1 / 2

【補助単価】

(1) 1自治体あたり2,647千円 (2) 1自治体あたり2,766千円 (3) 1自治体あたり1,320千円、1団体あたり1,386千円 等

7. 成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」改定の方向性（案）

改定の趣旨

- 今般、成育医療等協議会での議論を踏まえ、現行の基本方針（令和3年2月9日閣議決定）について、
 - ・ 令和3年2月の策定以降における、制度・施策等の改正・変更
 - ・ 医療、保健、福祉、教育等の現場において新たに課題となっている事項への対応
 - ・ 基本方針の更なる周知・広報のための施策等を反映させるため、所要の改定を行う。

改定の背景と方向性

<改定の背景>

- ・ 子ども家庭庁の設置
- ・ 子ども基本法の制定
- ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定
- ・ 医療計画（周産期・小児）の見直し
- ・ 母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会における議論
- ・ 産後ケア事業など、母子保健の課題

<改定の方向性>

- ・ 関係法令・指針等との整合性を確保した上で、記載を見直し
- ・ 地方公共団体の取組（例：基本方針を踏まえた計画の策定）を支援
- ・ 評価指標に基づき、施策の実施状況等を評価・検討
- ・ 関係者の連携・協議、計画の策定支援等、都道府県による広域的な連携を支援
- ・ 母子保健事業におけるオンライン化・デジタル化を推進

令和5年度～令和10年度における
成育医療等の施策の基本的方向等を策定

※下線部は、現行の基本方針からの主な変更箇所

I 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的方向

1 成育医療等の現状と課題

- 妊産婦死亡率や乳幼児死亡率は、世界有数の低率国
妊産婦：2.5/10万、乳児：1.7/千、幼児：13.8/10万（令和3年）
- 少子化の進行 出生数：約81万人（令和3年、過去最少）
- 妊産婦・こどものメンタルヘルス、10代の妊娠、児童虐待等の課題

2 成育医療等の提供に関する施策の推進に向けた基本的な考え方

- 成育過程にある者の健やかな成育が保障される権利を尊重
- こどもの意見を尊重、こどもの最善の利益を優先して考慮
- 妊娠期から子育て期まで、切れ目ない成育医療等を提供
- できる限り早期に正しい診断が可能となる体制を整備
科学的知見に基づく適切な成育医療等を提供
- 成育過程にある者等に対し、年齢に応じた適切な情報提供
安心してこどもを生み、育てられる環境を整備

3 関係者の責務及び役割

- 国は、成育医療等の施策を総合的に策定・実施
 - こども家庭庁（成育基本法所管）による総合調整
 - 施策の実施状況等に関する評価指標を作成
- 自治体は、地域の特性に応じた施策を策定・実施
- 国は、地方公共団体における取組（例：基本方針を踏まえた計画の策定・実施、都道府県内の関係者による協議の場など）を適切に支援
- 国、地方公共団体、医療関係者等は、成育基本法に定める基本理念の実現を図るため連携・協力

II 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

1 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療

(1) 周産期医療等の体制

- 周産期医療体制に関する医療計画への記載、関係者の協議
- 妊娠・出産・産後のケア、産後ケア事業・妊産婦健診の広域的な調整、流産・死産を経験した方に対する支援等に関する、都道府県内の関係者間の連携
- 精神疾患を合併する妊産婦への医療体制確保
- 災害や新興感染症のまん延に備えた、継続的な提供体制
- 産科区域の特定が望ましい中、医療機関の適切な体制整備
- 地域医療構想・医師確保計画を踏まえた、集約・重点化
- 医療従事者の勤務環境改善、助産師と医師の連携
（助産師活用推進事業、院内助産・助産師外来の推進）

(2) 小児医療等の体制

- 小児医療体制に関する医療計画への記載、関係者間の協議
- かかりつけ医機能普及、救急体制や#8000事業の整備
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に係る施策と連携、小児在宅医療・小児在宅歯科医療体制充実
- 医療従事者の勤務改善、医療機関・薬局の従事者間の連携
- 災害や新興感染症のまん延に備えた、継続的な提供体制
- 小児科区域の特定が望ましい中、適切な体制整備

(3) その他成育過程にある者に対する専門的医療等

- 小児・AYA世代のがん患者に必要な医療・相談支援体制に関する、都道府県がん対策推進計画への記載、関係者間の連携
- 小児がんや小児慢性特定疾病等に係る小児用医薬品等の開発を推進
- 全国の小児医療機関から情報収集等を行い、小児を対象とした医薬品の適正使用等を推進
- 小児生活習慣病の予防を推進
- 移行期医療、治療法確立に向けた研究等、小児慢性特定疾病等に係る施策を推進

2 成育過程にある者等に対する保健

(1) 総論

- 不妊、予期せぬ妊娠等の相談支援、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアの実施を含め、切れ目のない支援体制を構築
- 相談支援体制の整備、電話・オンライン相談の推進
- 妊娠・出産・産後のケア、産後ケア事業・妊産婦健診の広域調整、流産・死産を経験した方に対する支援等に関する、都道府県内の関係者間の連携
- 母子保健情報のデジタル化と利活用を推進し、健康管理を充実、母子保健事業の質を向上

(2) 妊産婦等への保健施策

- 関係者が連携し、バイオサイコソーシャルな悩み等に対する、性や生殖に関する専門的な相談支援等を推進
- 妊婦健診における公費負担の推進、出生前検査（NIPT等）や妊婦健診での感染症検査に係る適切な情報発信
- 産後のメンタルヘルスにおける多職種連携を推進
- 産前・産後サポート事業を推進
- 産後ケア事業の全国展開等に向け、広域的な連携支援（都道府県）、体制整備・周知（市町村）を支援
- 若年妊婦・特定妊婦、多胎妊産婦への支援
- 妊産婦健診の受診勧奨、妊産婦の歯科健診を推進
- 妊娠・授乳中の薬物治療に関する相談支援体制を整備、相談を通じて知見を収集、医薬品の適正使用等を推進

(3) 乳幼児期における保健施策

- 先天性代謝異常等への対応（新生児マススクリーニング検査による早期発見、その後の治療・生活指導等）を推進
- 母子保健事業（乳幼児健診等）を活用した子育て支援を推進
- 乳幼児健診の推進、学童期及び思春期までの切れ目のない健診等の実施体制整備に向けた検討
- 関係者が連携し、乳幼児健診等の精度管理や広域的支援を推進
- 乳幼児期の難聴に関する総合的な体制整備を推進
- 3歳児の視覚検査に屈折検査機器を導入する市町村を支援
- 乳幼児・保護者に対する栄養指導や、乳幼児への食育を推進
- 乳幼児・保護者に対する、医薬品の適正使用等を推進
- 供給体制確保やワクチンの普及啓発等、予防接種を推進

(4) 学童期及び思春期における保健施策

- 健康教育や食育を推進、妊娠・出産等に関する正しい知識の普及
- 予期せぬ妊娠等により不安を抱える若年妊婦等へのアウトリーチやSNS活用による支援、里親制度・特別養子縁組制度の普及啓発
- 子どもの心の診療ネットワーク事業を推進
- 保育所・幼稚園における障害のあるこどもの受入体制を整備
- 障害のあるこどもの福祉や栄養管理に係る相談支援体制を整備
- こどもの性と健康の問題に対応するため、学校医、性と健康の相談センター、精神保健福祉センター等の連携を推進

(5) 生涯にわたる保健施策

- 女性ヘルスケアやがんなどの健康教育・普及啓発を推進
- 性と健康の相談センター事業により、プレコンセプションケアを推進、不妊症・不育症に関する情報提供・相談体制を強化

(6) 子育てやこどもを育てる家庭の支援

- 出産や子育てに悩む父親に対する支援を推進
- 児童福祉法等改正法により、子育て世帯への支援体制強化を推進（こども家庭センター、子育て世帯の身近な相談機関）
- 小児がんの患者や小児慢性特性疾病を抱える児童等が家族や友人等と安心して過ごすことができる環境の整備について検討

II 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

3 教育及び普及啓発

- 妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発を学校教育段階から推進
- 「健やか親子21」を基本方針に基づく国民運動として位置付け、子育て当事者・国民全体への普及啓発を促進

4 記録の収集等に関する体制等

- PHR（Personal Health Record）、健康等情報の電子化・標準化を推進、母子保健情報のデジタル化と利活用による健康管理の充実や母子保健事業の質向上
- 予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とした Child Death Review（CDR）について、体制整備に向け検討
- ICTの活用による各種施策の推進
- 母子保健事業におけるオンライン化・デジタル化等に関する、システム等の導入・運用を推進

5 調査研究

- こども等の視点も踏まえた調査研究の推進、シンクタンク機能の充実

6 災害時等における支援体制の整備

- 災害時に必要な物資の備蓄・活用を推進
- 災害時小児周産期リエゾンの養成、災害時の患者搬送等を円滑に行う体制の構築
- 災害・新興感染症まん延時も母子保健事業を継続できるよう、オンライン化・デジタル化等を引き続き推進
- 新興感染症患者を受け入れる周産期・小児医療機関の設定等について、状況把握・検証、必要な検討を実施

7 成育医療等の提供に関する推進体制等

- 優良事例の横展開、調査研究の推進等

III その他の成育医療等の提供に関する施策の推進に関する重要事項

- 国は、成育医療等の施策について客観的に検証・評価し、必要な取組について検討
- 今回の基本方針は、令和5～10年度の6年程度を1つの目安として策定

母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会について

- 母子健康手帳の様式については社会情勢の変化や保健医療福祉制度の変化等に伴い改正を行ってきた。
- デジタル化が進む中で、平成30年度に「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を開催し、電子化すべき情報等について中間報告書がとりまとめられ、令和2年度からはマイナポータルを通じて本人が閲覧できる仕組みとしたところである。一方で、母子保健情報について、乳幼児健康診査の内容の標準化や、情報の連携や利活用の在り方等については引き続き検討が必要な事項とされている。
- このような社会的状況の変化等を踏まえ、今般、母子健康手帳、母子保健情報等に関して検討を行うことを目的とし、学識経験者・関係団体代表者等の協力を得て、厚生労働省子ども家庭局長の下に、本検討会を開催するものとする。

構成員

安宅 満美子	とりこえ助産院 助産師 (公益社団法人日本助産師会 推薦)	中山 まき子	同志社女子大学現代社会学部 特任教授
石田 淳子	府中市子ども家庭部 子ども家庭支援課長・子ども家庭支援センター所長 (全国保健師長会 推薦)	濱田 圭子	兵庫県但馬県民局朝来健康福祉事務所 健康参事・地域保健課長 (公益社団法人日本看護協会 推薦)
伊藤 早苗	岐阜県輪之内町福祉課長・保健センター 所長 (全国町村会 推薦)	三浦 清徳	長崎大学大学院医歯薬総合研究科産科婦人科学教室 教授 (公益社団法人日本産婦人科学会 推薦)
◎ 岡 明	埼玉県立小児医療センター 病院長	三平 元	医療法人社団すこやかおやこ 理事長 (公益社団法人日本小児科医会 推薦)
小林 徹	国立研究開発法人国立成育医療研究センター臨床研究センターデータサイエンス部門 部門長	森田 圭子	特定非営利活動法人ホームスタートジャパン 代表理事
末松 則子	三重県鈴鹿市長	山縣 然太郎	山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座 教授
鈴木 俊治	日本医科大学女性生殖発達病態学大学院 教授 (公益社団法人日本産婦人科医会 推薦)	山本 秀樹	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
永光 信一郎	福岡大学医学部小児科 主任教授 (公益社団法人日本小児科学会 推薦)	渡辺 弘司	公益社団法人日本医師会 常任理事

(50音順・敬称略。◎は座長)

主な論点

- ・ 母子保健情報の電子化や自治体の電子的母子保健ツールの導入、任意様式の情報量等の現状を踏まえ、母子健康手帳の電子化、紙と電子の役割についてどう考えるか。
- ・ 母子健康手帳の役割について、どのように考えるか。
- ・ 多胎児、低出生体重児、障害のある子ども、外国人家庭等 多様性に配慮した情報提供や父親の育児を推進する方策について、どのように考えるか。
- ・ 母子健康手帳に反映すべき近年の制度改正等の動きやエビデンスはあるか。

スケジュール

- (1) 母子健康手帳の見直し方針について (夏頃を目途に検討)
⇒ **令和5年度以降、各市町村において新様式の母子健康手帳を交付**
- (2) 電子化すべき乳幼児健診等の母子保健情報について (年度内に方向性を検討)

「母子健康手帳の見直し方針について※」の概要

※母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会中間報告書(令和4年9月20日)

1. 全体的な事項について

(1) 母子保健情報・母子健康手帳の電子化について

- ・現状：令和2年度以降、マイナポータルを通じて一部は閲覧可能
- ・今後の対応：
 - ・母子保健分野に係る国民の利便性の向上、地方公共団体や医療機関の事務負担の軽減等を図るため、**令和7年度を目標時期として**地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化が進められていることも踏まえ、マイナンバーカードを活用した**母子健康手帳のデジタル化に向け、環境整備**を進めていくことが適当
 - ・**令和5年度以降**、保護者に対する育児等の情報 **(任意様式) について、主として電子的に提供**することが適当

(2) 名称について

- ・父親の育児参加等の観点から変更すべきとの意見の一方、現在の名称の定着を理由に変更すべきでないとの意見
⇒ **「母子健康手帳」の名称は変更しない**
- ・複数の自治体で既に他の名称を併記 ⇒ 市町村が独自に名称を設定し併記できる旨を、今後厚労省において周知

2. 個別の事項について

- | | | |
|---------------------|---|--|
| 母親
父親
や
家族 | } | ・心や体のことで悩みがある場合に地域の 子育て世代包括支援センター等に相談するよう促す記載 を追加 |
| | | ・ 産後ケア事業に関する記録欄を追加 し、関係者間での実施状況等の共有を推進 |
| | | ・妊婦健診の標準的な 検査の内容や意義等について情報提供を充実 、検査陽性の場合に精密検査等を促す趣旨の記載を追加 |
| こども | } | ・ 父親や家族が記載する欄を増加 |
| | | ・家族の多様性を踏まえ、 適切な範囲で「保護者」という表現に改定 |
| その他 | } | ・成長発達の目安の記載項目について、両親が不安にならないよう注釈を追加。あわせて、追加する項目の考え方を整理 |
| | | ・妊娠・新生児・乳幼児・学童期・思春期にいたる継続性の観点から、任意様式に 学童期以降の健康状態の記録欄 を追加 |
| | | ・多言語版の母子健康手帳、低出生体重児向けの成長曲線等の充実等、 多様性に配慮した情報提供を充実 |
| | | ・妊婦や保護者を自治体などの必要な支援に適切につながられるよう、 相談窓口の連絡先等をわかりやすく情報提供 |
| | | ・災害時への対応として、 避難場所の連絡先や平時からの備えなどについて情報提供 |

(参考) 母子保健情報の電子化に関する現状と方向性について

※母子健康手帳の観点からの整理

	省令様式			任意様式	
	健康記録			妊婦や保護者の記録等 ※妊婦や保護者の気持ちなどの自由記述など	
	標準的な電子的記録様式が定められている項目		法定外乳幼児健診(3~4か月、1歳半、3歳以外)、健康管理、成長発達など		情報提供
	最低限電子化すべき情報				
乳幼児健診(3~4か月、1歳半、3歳)の一部 ※受診の有無や診察所見の判定等	乳幼児健診(3~4か月、1歳半、3歳)の一部、妊婦健診				
電子化の現状	○ マイナポータルにて閲覧可能、かつ、転居時等に他の自治体に引き継ぎ可能	△~×	△~×	×	
自治体の把握状況*	○	△~×	△~×		
電子化に向けた方向性	対応済み	令和4年度にマイナポータルに更に掲載すべき項目の有無等を検討		※個人の思いや気持ちを記したものであることから、マイナポータルに掲載することは想定されない	令和5年度から主として電子的に提供

*電子化されたデータだけでなく、紙で情報を保有している場合を含む

産後ケア事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）【拡充】

令和5年度当初予算（案）：57.2億円（44.4億円）

【平成26年度創設】

目的

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。子育て世代包括支援センターにおける困難事例や、新型コロナウイルスに対して不安を抱いている妊産婦等への対応の強化に対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

※ 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すとなっている。

内容

◆ 対象者（令和5年度実施要綱改正（案））

産後ケアを必要とする者

◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

◆ 実施方法・実施場所等

- （1）「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- （2）「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- （3）「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

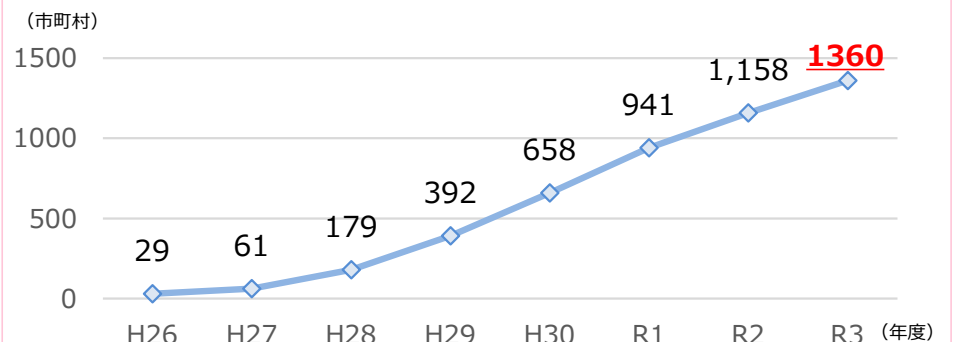
事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案
 - （1）デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,696,000円
 - （2）宿泊型 1施設あたり月額 2,474,700円
 - （3）①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） 別紙参照
1回あたり 5,000円
 - ②上記①以外の世帯に対する利用料減免【拡充】（R5～）
1回あたり 2,500円
 - （4）24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり年額 2,715,600円

※（1）及び（2）の補助単価は6か所を上限とする。（委託先の数に制限するものではない）

実施自治体



※ 令和3年度変更交付決定ベース

産後ケア事業の利用者負担の減免支援について

令和5年度予算案における利用者負担の減免支援の拡充

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業については、令和元年の母子保健法改正により、市町村の努力義務とされ、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）においても、2024年度末までの全国展開を目指すこととされている。
- また、全世代型社会保障構築会議においても、産前・産後ケアの体制を充実するとともに、利用者負担の軽減を図ることが検討課題の一つとして挙げられている。
- 産後ケア事業の利用者負担については、令和4年度から非課税世帯を対象に減免支援を実施することとしたところであるが、上記のような状況を踏まえ、**利用者の所得の状況に関わらず、産後ケア事業を利用しやすい環境を整える観点から、産後ケア事業を必要とする全ての産婦に対して、利用者負担の減免支援を導入する。**

①非課税世帯

R4年度より減免支援
(5,000円/回)



②全ての産婦（①以外）

R5年度より減免支援を導入【拡充】
(2,500円/回)



全ての産婦に対する利用料減免【拡充】

減免助成額：2,500円/回
(宿泊型の平均的な利用料（約5千円）の半額)
※ただし、食費代は自己負担（食費代以外の利用料が減免支援の対象）

助成日数：5日間
(宿泊型の平均的な利用日数)

※住民税非課税世帯に対する利用料減免（5,000円/回）
については、引き続き現行の支援を実施

利用料減免の実施方法

- 利用料減免の実施方法としては、利用者が産後ケア施設に利用料を支払い、後日、市町村から減免額の助成を受ける方法（償還払い）、利用料減免のクーポンを渡す方法などが想定されるが、それぞれの市町村の実情に応じて実施することとする。
- 産後ケア施設との委託契約の中で利用料を設定している場合には、利用料の金額設定を引き下げる方法も可能とする（この場合、減免支援の実施前と実施後の差額が減免額となり、国庫補助の対象となる。）

【伴走型相談支援との連携】

伴走型相談支援との連携の観点から、産後ケア施設は、利用者の利用事実や、利用時に気になる事があった場合はその内容（産後ケア施設で実施したEPDS等のアセスメント結果を含む。）を、当該利用者に伴走支援を行っている包括センター等に情報提供することとする。

産後ケア事業を行う施設の整備

令和4年度第2次補正予算 3.2億円

1 事業の目的

- 産後ケア事業については、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すこととされているところ、令和3年度時点の実施市町村数は1,360市町村となっている。
未実施市町村の取組を推進するため、産後ケア事業にかかる整備費について、補助率1/2相当額を2/3相当額に引き上げる。

2 要求費目・実施主体等

（項）児童福祉施設整備費

（目）次世代育成支援対策施設整備交付金

所要額：319,140千円

【設置主体】 指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社 等

【補助率】 2/3

3 参考

<少子化社会対策大綱（抜粋）>

I-2（3）妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- ・ 特に、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備を図る。また、2019年に成立した母子保健法改正法を踏まえ、出産後の母子に対して、心身のケア等を行う産後ケア事業について、2024年度末までの全国展開を目指す。このほか、産前・産後サポート事業の実施を図る。

（※）令和3年度補正予算においても同様の事業を実施

妊娠・出産包括支援事業【拡充】

令和5年度当初予算（案）：75.3億円（62.6億円）
【平成26年度創設】

目的

- 子育て世代包括支援センターの設置及び産後ケア事業の実施の促進を図るとともに、産前・産後サポート事業等を地域の実情に応じて実施し、妊産婦等に必要な支援体制の強化を図る。
- さらに、都道府県等が人材育成のための研修を行う等、市町村に対し、妊娠・出産包括支援事業を推進するための体制を整備することを目的とする。

内容

1. 市町村事業

- (1) 産前・産後サポート事業（H26～）
妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図る。
- (2) 産後ケア事業【拡充】（H26～）
産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

<拡充事項>

利用者の所得の状況に関わらず産後ケア事業を利用しやすい環境を整える観点から、産後ケア事業を必要とする全ての産婦に対して、利用者負担の減免支援を導入。

- (3) 妊娠・出産包括支援緊急整備事業【拡充】（H26～）
産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備する。

<拡充事項>

修繕の対象施設について、「自己所有物件」だけでなく「賃借物件」まで拡大。

- (4) 子育て世代包括支援センター開設準備事業（H29～）
子育て世代包括支援センターに係る開設準備のため、職員の雇い上げや協議会の開催等を行うことにより、当該センターを円滑に開設する。

2. 都道府県事業

- ・ 妊娠・出産包括支援推進事業（H27～）
連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行い、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制整備を推進する。
①連絡調整会議、②保健師等の専門職への研修、③ニーズ把握調査、④市町村共同実施の推進、⑤その他

低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業【新規】

令和5年度当初予算（案）：1.3億円

目的

- 低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用を助成する。なお、本事業については、今般新たに創設された伴走型相談支援事業と一体的に実施することにより、両事業の効果的な取組を進めることとする。

内容

◆ 対象者

住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦。

ただし、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、以下の要件を満たす者とする。

<要件>

要件①：所得判定のため、世帯の課税状況を確認することに同意すること

要件②：妊婦健診の受診医療機関等の関係機関と市町村が、必要に応じて、支援に必要な情報(妊婦健診の未受診や、家庭の状況等を含む)を共有することに同意すること。

◆ 内容

- (1) 初回産科受診料補助
低所得の妊婦を対象として、初回の産科受診料の一部又は全部を補助する。
- (2) 関係機関との連絡調整
把握した妊婦について必要な支援が提供されるよう関係機関との連携を図る。

◆ 留意事項

本事業については、市町村の妊婦への支援体制整備のため、次のとおり実施することとする。

- (1) 本事業は、子育て世代包括支援センターの窓口業務として実施することとする。
- (2) 本事業による支援対象者に対して、伴走型相談支援事業による面談等を実施すること。また、面談等において、住民税非課税世帯に対する支援制度（各種子育て支援事業の利用料減免制度など）を案内することで、必要な支援に効果的につなげること。
- (3) 本事業により助成を行った妊婦に対し、必要に応じて支援計画を策定し支援を実施すること。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村（伴走型相談支援事業を実施する市町村に限る。）
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案：1件あたり10,000円

母子保健対策強化事業【拡充】

令和5年度当初予算（案）：母子保健医療対策総合支援事業費補助金 6.7億円(5.3億円)
【令和4年度創設】

目的

両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録を電子化することで、妊産婦等の状態を適切に管理するなど、必要な支援が行われるよう体制強化を図る。また、都道府県による成育医療等に関する協議会の設置や、市町村が実施する各種健診の精度管理などの広域支援の推進等を実施する。

内容

市町村事業

①母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業

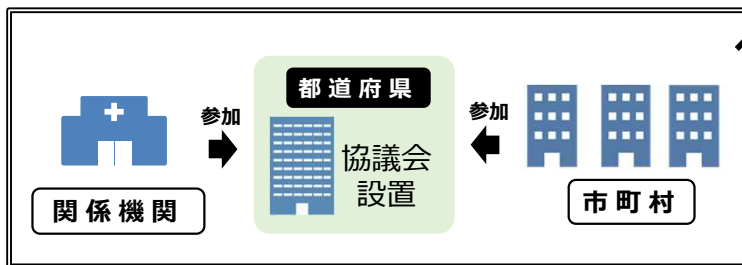
個々の家庭の状況に応じて、適切な支援を提供できるよう、地域の実情に応じた支援体制等の強化を図る。

- (1) 両親学級等のオンライン実施
- (2) SNSを活用したオンライン相談
- (3) 母子保健に関するデジタル化（記録の電子化等）
- (4) 各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備
- (5) その他母子保健対策強化に資する取り組み

都道府県事業

②母子保健に関する都道府県広域支援強化事業【拡充】

- (1) 成育医療等に関する計画の策定や協議会の設置、ニーズ把握や研修会の実施、普及啓発等の広域支援の実施。
- (2) 各市町村の健診等の精度管理などの支援



都道府県において、**成育医療等に関する協議会の設置**するとともに、検討会による検討・決定なども踏まえ、母子保健（各種健診や産後ケア事業など）に関する広域支援を実施

【協議会の検討内容（例）】

- ・都道府県、市町村の「**成育医療等に関する計画**」の策定に関すること
- ・母子保健事業に関する**実施体制の整備や委託先の確保**に関すること
- ・母子保健事業に関する**委託内容（契約金額など）の統一化**に関すること

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県、市町村
- ◆ 補助率：①国1/2、市町村1/2 ②国1/2、都道府県1/2
- ◆ 補助単価案：①6,043千円
②(1)2,373千円 (2)10,000千円【拡充】

特定妊婦等に対する産科受診等支援加算（性と健康の相談センター事業の一部）【拡充】

令和5年度当初予算（案）：性と健康の相談センター事業 9.5億円の内数
【令和元年度創設】

目的

- 妊娠・出産について周囲に相談できずに悩む者については、予期しない妊娠、経済的困窮、社会的孤立、DVなどの様々な背景があり、妊婦健診未受診での分娩や新生児が0歳0日で虐待死に至る場合があるなど、妊娠期から支援することが重要である。
- このため、予期せぬ妊娠等をはじめ、性や妊娠に関する悩みを抱える者の相談対応を行う「性と健康の相談センター」において、特定妊婦と疑われる者等を把握した場合に、医療機関等への同行支援等を行うことによりその状況を確認し、関係機関へ確実につなぐ体制を整備する。

内容

◆ 対象者

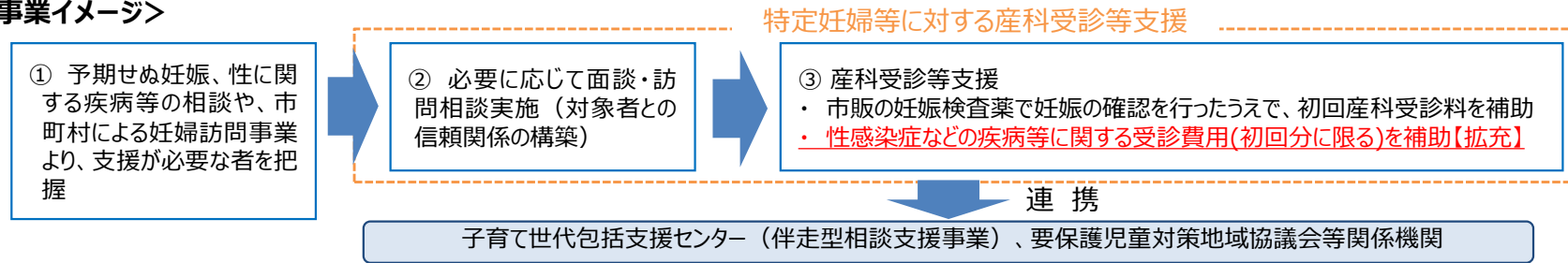
特定妊婦（※）と疑われる者、**妊娠や性に関する疾病等で悩んでいる10代等の若者【拡充】**

※ 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の3第5項）

◆ 内容

性と健康の相談センターにおいて、予期せぬ妊娠等や、性感染症などの性に関する疾病等に悩む者を把握した場合には、面談・訪問相談等によりその状況を確認し、関係機関と連携を行うとともに、産科受診等が困難な場合には、産科等医療機関への同行支援や受診費用（初回分に限る）に対する助成を行う。また、本事業により把握した特定妊婦等については、本人同意のもと市町村に情報提供するとともに、その後の支援について、市町村の伴走型相談支援の担当者とも連携を図ること。

<事業イメージ>



実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 実施自治体数
 - ・産科受診等支援 17自治体（16自治体）
 - ・初回産科受診料 14自治体（14自治体）
- ※ 令和3年度変更交付決定ベース
括弧は令和2年度変更交付決定ベース

補助単価案

- ◆ 補助単価案

①直営	産科受診等支援	月額	162,000円
	受診費用	受診1件あたり	10,000円
	【拡充】交通費	受診1件あたり	2,000円
②委託	産科受診等支援加算	月額	322,400円
	受診費用	受診1件あたり	10,000円
	【拡充】交通費	受診1件あたり	2,000円

多胎妊産婦等支援【運用改善】（産前・産後サポート事業の一部）

令和5年度当初予算（案）：産前・産後サポート事業16.3億円の内数
【令和2年度創設】

目的

- 多胎妊産婦への支援について、多胎ピアサポート事業や、育児サポーター等派遣事業を実施することにより、誰もが子育てをしやすい環境を整える。

内容

◆ 対象者

多胎妊産婦及び多胎家庭

※（2）多胎妊産婦等サポーター等事業については、2歳程度までの多胎児を育児する者を対象者の目安とし、個別の事情を踏まえて判断

◆ 内容

（1）多胎ピアサポート事業

多胎児の育児経験者家族との交流会等の実施や、多胎妊婦が入院している場合、外出が困難な場合などにおいて、必要に応じて多胎児の育児経験者によるアウトリーチでの相談支援を実施する。

（2）多胎妊産婦等サポーター等事業

多胎妊産婦や多胎家庭のもとへサポーターを派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行う。また、当該サポーターを派遣する前に、多胎妊産婦等への支援に際して必要な知識等を修得するための研修を実施する。



交流会やアウトリーチによる相談支援など



日常生活のサポート

実施主体・補助率等

◆ 実施主体：市町村

【運用改善】市町村内の多胎妊産婦が少数である場合、都道府県が本事業を実施することを可能とする。

◆ 補助率：国1/2、市町村1/2

◆ 補助単価案

多胎ピアサポート事業	月額208,200円
多胎妊産婦等サポーター等事業	月額161,600円～745,900円 (人口により異なる)

事業実績

◆ 実施自治体数

多胎ピアサポート事業 72自治体

多胎妊産婦等サポーター等事業 71自治体

※ 令和3年度変更交付決定ベース

産後ケア事業における新型コロナウイルス感染症対策支援事業

令和4年度第2次補正予算 0.1億円

1 事業の目的

- 産後ケア事業を行う施設における新型コロナウイルス感染症の感染対策を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した産後ケア事業を行う施設が、継続した事業実施が行えるよう、施設の消毒や清掃、追加的に必要となる人員の確保等に必要経費を補助する。

3 実施主体等

- 【実施主体】市町村
- 【補助率】1／2
- 【補助単価案】50万円

(※) 令和3年度補正予算事業から対象施設を一部変更

新型コロナウイルス流行下における妊婦等総合対策事業

-不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査-

令和4年度第2次補正予算 12.4億円

1 事業の目的

- 新型コロナウイルス流行下において、不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査を実施する。

2 事業の概要・スキーム

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊婦の方は一般の方々以上に、不安を抱いて生活を送っている状況にある。
- このようなことから、強い不安を抱える妊婦もしくは基礎疾患を有する妊婦がかかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合に、分娩前にPCR等のウイルス検査を受けるための費用を補助する。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市

【補助率】 1 / 2

【補助単価案】 9,000円（1回を限度）×妊婦数

【補助の条件】

- ① 検体採取を行う場所の整備など適切な検査実施体制の確保、
- ② 検査で陽性となった妊婦に対する適切な周産期医療体制の確保

【留意事項】

本検査は、妊婦の不安解消のため、本人が希望する場合に実施するものであり、院内感染対策を目的として、本人の意思によらず検査を強いるという性格のものではない。

(※) 令和3年度補正予算事業から補助単価の変更

新型コロナウイルス流行下における妊婦等総合対策事業

-幼児健康診査個別実施支援事業-

1 事業の目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を避けるために、幼児健康診査を集団健診から医療機関における個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

2 事業の概要・スキーム

- 1歳6か月児健診、3歳児健診を集団健診で実施していたが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、個別の医療機関等へ委託し、子ども一人一人が医療機関へ健診を受診する個別健診へ切り替える。

3 実施主体等

【実施主体】市町村

【補助率】1 / 2

【補助単価案】医科5,930円 / 1人、歯科3,510円 / 1人

(※) 令和3年度補正予算においても同様の事業を実施

(参考)照会先一覽

施策事項 (資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
1. こども家庭庁の設立について	総務課	総務係	岩瀬	4814
2. 出産・子育て応援交付金について	総務課 少子化総合対策室	計画係	池上	4826
3. 改正児童福祉法の施行について				
こども家庭センター	家庭福祉課 虐待防止対策推進室	調整係	下間	4896
家庭支援事業	家庭福祉課	家庭支援係	白田	4869
里親支援センター、妊産婦生活援助事業		指導係	千島	4878
社会的養護経験者の自立支援		社会的養育支援係	恩田	4577
児童の意見聴取等の仕組み	家庭福祉課 虐待防止対策推進室	一時保護指導係	田中	4899
一時保護開始時の司法審査		企画法令係	松田	4870
子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上		企画法令係	太田	4870
わいせつ、安全計画	保育課	企画調整係	北條	4852
		保育士対策係	佐々木	4954
安心こども基金	家庭福祉課	社会的養育支援係	恩田	4577
4. (1) 保育人材の確保について	保育課	保育士対策係	佐々木	4954
		保育調整係	長谷場	4855
4. (2) 待機児童対策について	保育課	待機児童対策係	多鹿	4574
		予算係	小橋口	4837

施策事項（資料ページ）	所管課室	担当係	担当者	内線
4.（3）保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりについて	保育課	地域支援係	多鹿	4574
		企画調整係	北條	4852
4.（4）バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策について	保育課	企画調整係	北條	4852
		予算係	小橋口	4837
4.（5）保育所等における虐待等に関する対応について	保育課	企画調整係	北條	4852
5. 放課後児童クラブについて	子育て支援課	健全育成係	浜田	4845
6.（1）児童虐待防止対策の強化について	家庭福祉課 虐待防止対策推進室	調整係	下間	4896
		児童相談係	八鍬	4865
6.（2）ヤングケアラーの支援について	家庭福祉課 虐待防止対策推進室	自治体支援係	五十嵐	4849
6.（3）社会的養育の充実について	家庭福祉課	指導係	千島	4878
6.（4）ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進について				
ひとり親家庭等の自立支援の推進	家庭福祉課 母子家庭等自立支援室	生活支援係	緒方	4887
		就業支援係	鈴木	4888
扶養手当係		村野	4889	
女性保護係		鈴木	4888	
困難な問題を抱える女性への支援等の推進				
7. 成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進	母子保健課	企画調整係	飯田	4974
		生殖補助医療係	岡本	4982
		母子保健係	野田	4975
		予算係	久保	4977